# ささぐり　こども　いきいきプラン

## 新次世代育成支援行動計画（後期）及び
## 子ども・子育て支援事業計画（第２期）

令和２年３月

篠 栗 町

# ごあいさつ（案）

篠栗町では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「篠栗町子育て支援プラン」を、平成17年度から平成21年度までの「篠栗町次世代育成支援行動計画・前期計画」、平成22年度から平成26年度までの「篠栗町次世代育成支援行動計画・後期計画」として策定し、子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。さらに、「子ども・子育て支援法」の制定ならびに改正「次世代育成支援対策推進法」を踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの「篠栗町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画に基づき、篠栗町における子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。

このたび、令和元年度で「篠栗町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となるにあたり、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子ども・子育て支援のニーズを反映した「第２期篠栗町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、町の宝である子どもたちに対して、切れ目なく支援サービスが行き届き、成長を見守ることができる体制づくりを行うとともに、子育て家庭を社会全体で支援することができる環境整備をより一層促進してまいります。

つきましては、町民のみなさまには、この計画の趣旨をご理解いただき、計画推進に向けてご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました「篠栗町子ども・子育て会議」のみなさまならびに、「子ども・子育て支援事業計画」策定に係るニーズ調査にご協力いただきました町民のみなさまに心からお礼申し上げます。

令和２年３月

篠栗町長　　三浦　正

# 目　次

第１章　計画の策定にあたって ..... 1
１　計画策定の背景 ..... 1
２　計画の法的根拠と位置づけ ..... 2
３　計画の期間 ..... 3
４　計画策定の方法 ..... 3
第２章　子どもや子育てを取り巻く状況 ..... 4
１　人口と世帯の状況 ..... 4
２　就労の状況 ..... 9
３　教育・保育施設及び小中学校の状況 ..... 10
第３章　ニーズ調査結果からみえる子育てに関する状況 ..... 13
１　子どもと家族の状況 ..... 13
２　子どもの育ちをめぐる環境 ..... 14
３　子どもの保護者の就労状況 ..... 17
４　平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 ..... 18
５　地域の子育て支援の利用状況 ..... 19
６　土日、祝日の教育・保育事業の利用希望 ..... 22
７　病気の際の対応 ..... 23
８　一時預かりや宿泊を伴う預かりの利用状況 ..... 27
９　放課後の過ごし方 ..... 30
１０　子育ての環境や支援への満足度 ..... 31
第４章　計画の基本的な考え方 ..... 34
１　基本理念 ..... 34
２　基本的な視点 ..... 34
３　基本目標 ..... 35
４　施策の体系 ..... 36
第５章　具体的な取り組み ..... 38
１　夢をもち、心と体が元気な子どもが育つまち ..... 38
２　豊かな心を育むよろこびとふれあいのまち ..... 47
第６章　量の見込みと確保方策 ..... 53
１　教育・保育提供区域 ..... 53
２　子ども・子育て支援給付 ..... 53
３　地域子ども・子育て支援事業 ..... 56
第７章　計画の推進体制 ..... 61
資料編 ..... 62
１　篠栗町子ども・子育て支援会議条例 ..... 62
２　篠栗町子ども・子育て支援会議委員名簿 ..... 64
３　計画策定の経緯 ..... 65
４　用語解説 ..... 66

# 第１章　計画の策定にあたって

## １　計画策定の背景

わが国の出生数は年々減少しており、少子・高齢化が進んでいます。一方で、経済状況や女性の社会進出の拡大等を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加しており、低年齢時からの保育の必要性が高まっています。

国は、「少子化社会対策基本法」を平成15年に制定するなど、少子化対策に関わる総合的な取り組みを進めてきました。また、市町村においては、平成17年から10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」の定めにより、地域の特性を考慮して策定した「市町村行動計画」に基づき、次世代育成支援に関わる取り組みが進められています。なお、「次世代育成支援対策推進法」は、法改正により、平成26年度末までの時限立法が、さらに10年間延長されることになりました。

また国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成22年に「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築に向けての検討を進めてきました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連３法」が制定されました。新たな制度のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等が総合的に推進されてきました。

子育てや暮らしのあり方も多様化していくなか、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、待機児童の発生が課題となっています。そのため国では、幼児教育・保育の無償化、働き方改革などとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の充実を図り、さらに、「待機児童解消加速化プラン」、「子育て安心プラン」、「新・放課後子ども総合プラン」などを策定し、保育等の受け皿確保のための政策を推進しています。

篠栗町では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「ささぐり こども いきいきプラン」を、平成17年度から平成21年度までの「前期計画」、平成22年度から平成26年度までの「後期計画」として策定し、子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。さらに、「子ども・子育て支援法」の制定ならびに改正「次世代育成支援対策推進法」を踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、平成27年度から平成31年度までの「ささぐり こども　いきいきプラン　新次世代育成支援行動計画（前期）及び子ども・子育て支援事業計画（第１期）」を策定しました。この計画に基づき、篠栗町における子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。

■近年の子ども･子育てに関する法律や制度等の動向

| | 法律･制度等 | 内容 |
|---|---|---|
| 平成27年 | 保育士確保プラン | 加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成 27 年に9万人分に拡大)。 |
| | 少子化社会対策大綱改定 | 子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚･出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化。 |
| | 次世代育成支援対策推進法 | 令和7年(平成 37 年)3月末までの時限立法に延長。 |
| 平成28年 | ニッポン一億総活躍プラン | 保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。<br>平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む。 |
| | 切れ目のない保育のための対策 | 待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。 |
| 平成29年 | 子育て安心プラン | 令和2年度(平成 32 年度)末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。 |
| | 新しい経済政策パッケージ | 「人づくり改革」において、教育･保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等を掲げる。 |
| | 学習指導要領改訂 | 平成 30 年度から幼稚園、平成 32 年度から小学校で完全実施。キーワードは「主体的･対話的な深い学び」。また、地域資源を活用した預かり保育の推進が明記されている。 |
| | 「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」とりまとめ | 『我が事』『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みを推進し、地域共生社会の実現に向けた工程を提示。 |
| 平成30年 | 子ども･子育て支援法一部改正 | 事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援。 |
| | 新･放課後子ども総合プラン | 平成 35 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子ども教室の促進。 |
| | 子どもの未来応援国民運動 | 支援情報の発信や支援を行う団体と活動をサポートする企業等のマッチング、民間資金を活用した「子どもの未来応援基金」による NPO 等に対する支援。 |
| 令和元年 | 幼児教育･保育の無償化 | 幼児教育･保育を無償化するための改正子ども･子育て支援法が成立。令和元年 10 月より、認可保育所や幼稚園、認定こども園などの利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。 |

## 2　計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、改正「次世代育成支援対策推進法」第８条に定める「市町村行動計画」と、「子ども・子育て支援法」第 61 条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定するものです。

本計画は、上位計画である「第６次篠栗町総合計画【ささぐり みんなの羅針盤】」との整合を図るとともに、「地域福祉計画」や「ささぐり健康プラン（健康増進計画・がん対策推進基本計画・母子保健計画)」などの関連計画との整合と連携を図るものとします。

## 3　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。

## 4　計画策定の方法

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあたっては、「市町村子ども・子育て会議」を設置するよう努めることとされています。本計画の策定や進行管理のために篠栗町では、「篠栗町子ども・子育て支援会議」を設置しました。

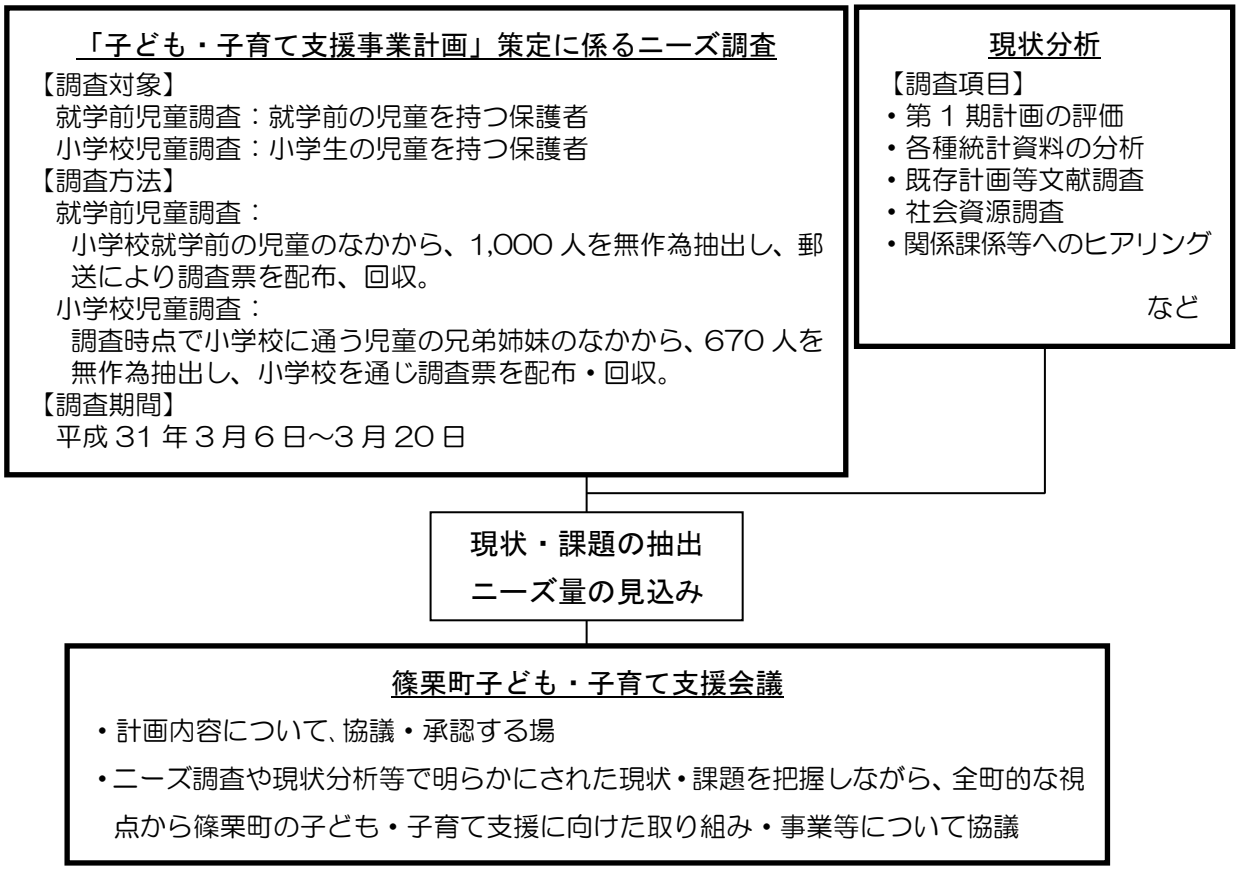

# 第２章　子どもや子育てを取り巻く状況

## １　人口と世帯の状況

### （１）人口構成の推移

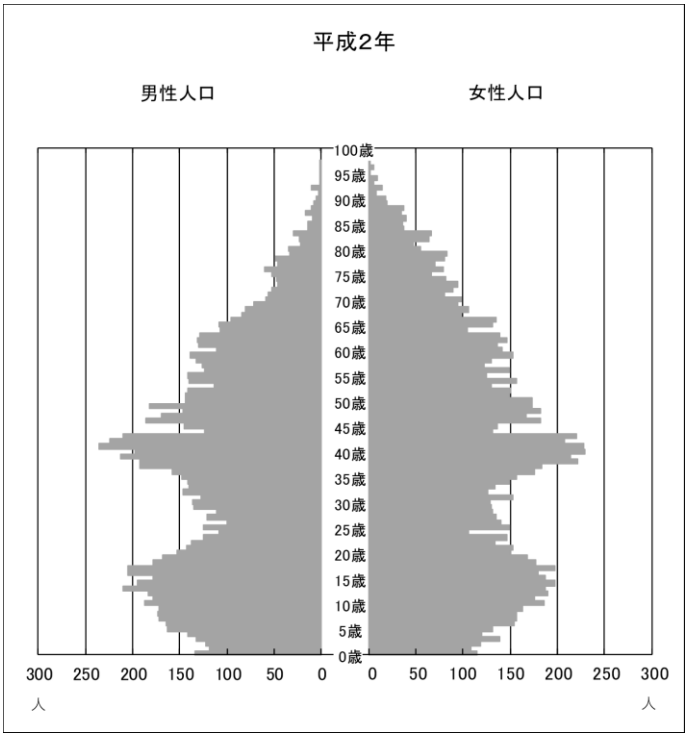


平成２年の年齢人口構成をみてみると、40 歳代前半の年齢層に大きな山があります。この年齢層は、昭和 22 年（1947 年）から昭和 24 年（1949 年）の第１次ベビーブームの時期に生まれた、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる人たちです。また、10 歳代の年齢層にも大きな山がみられますが、この年齢層は、「団塊の世代」の子どもにあたる人たちです。

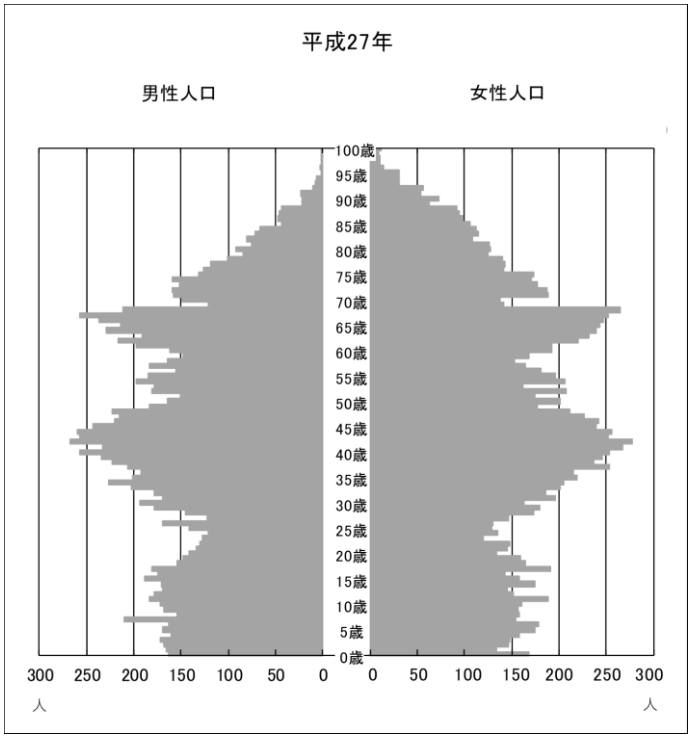


平成 27 年の年齢人口構成をみてみると、「団塊の世代」の人たちが６０歳代後半となって、新たに流入した人たちも加え、この世代の多くがそのまま定住している様子がうかがえます。その結果、急速に高齢化が進行してます。

一方、「団塊の世代」の子どもにあたる世代は 40 歳代になりますが、平成２年当時の 10 歳代の年齢層よりも拡大していることから、転出よりも転入した人たちの方が多いといえます。また、この年齢層は子育て世代にあたりますが、この世代の子どもの年齢層となる人口に大きな減少はみられず、少子化は緩やかです。

資料：国勢調査

## （２）年齢３区分別人口構成の推移

篠栗町の総人口は減少傾向にあり、平成２年の 23,267 人から平成 27 年には 31,210 人となり、25 年間で 7,943 人増加しました。

年少人口（0～14 歳）は、平成２年には 4,749 人であったものが、平成 22 年には 5,335 人まで増加しましたが、その後減少し、平成 27 年には 4,971 人となりました。年少人口の総人口に占める割合は、平成２年には 20.4%であったものが、平成 27 年には 16.0%まで減少しました。また、子どもを産み育てる世代にあたる生産年齢人口（15～64 歳）は、平成２年には 15,463 人であったものが、平成 17 年には 20,378 人まで増加しましたが、その後減少し、平成 27 年には 19,029 人となりました。

一方、老年人口（65 歳以上）は、平成２年には 3,053 人であったものが、平成 27 年には 7,165 人まで増加しました。総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成２年には 13.1%であったものが、平成 27 年には 23.0%となり、急速に高齢化が進行しています。

＜年齢３区分別人口構成の推移＞

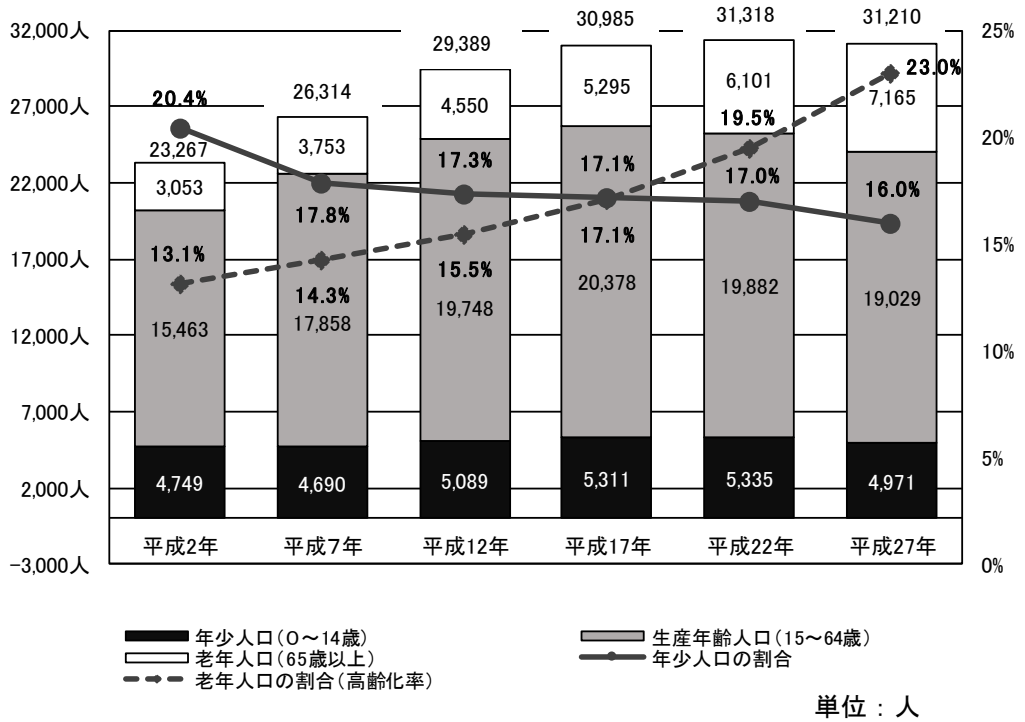


単位：人

| | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総人口 | 23,267 | 26,314 | 29,389 | 30,985 | 31,318 | 31,210 |
| 年少人口（ 0 歳～14 歳） | 4,749 | 4,690 | 5,089 | 5,311 | 5,335 | 4,971 |
| | 20.4% | 17.8% | 17.3% | 17.1% | 17.0% | 16.0% |
| 生産年齢人口（15 歳～64 歳） | 15,463 | 17,858 | 19,748 | 20,378 | 19,882 | 19,029 |
| | 66.5% | 67.9% | 67.2% | 65.8% | 63.5% | 61.1% |
| 老年人口（65 歳以上） | 3,053 | 3,753 | 4,550 | 5,295 | 6,101 | 7,165 |
| | 13.1% | 14.3% | 15.5% | 17.1% | 19.5% | 23.0% |

資料：国勢調査
※合計値は年齢不詳を含む

## （３）子ども人口構成の推移

篠栗町の子ども人口について、３歳未満児（０～2 歳人口）、３歳以上児（３～5 歳人口）、小学生（６～11 歳人口）、中学生（12～14 歳人口）、高校生の年代（15～17 歳人口）に区分し、その推移をみると、３歳未満児は、平成２年には 718 人であったものが、平成 22 年には 1,137 人まで増加しましたが、その後減少し、平成 27 年には 946 人となりました。３歳以上児は、平成２年には 827 人であったものが、平成 17 年には 1,046 人まで増加しましたが、その後減少し、平成 27 年には 984 人となりました。小学生は、平成 2 年の 2,041 人から平成 7 年の 1,859 人まで減少するものの、その後増加し、平成 17 年には 2,157 人となりました。その後は減少し、平成 27 年には 2,049 人となりました。中学生は、平成２年には 1,163 人であったものが、平成 12 年には 942 人まで減少しました。その後増加し、平成 22 年には 1,120 人となりましたが、平成 27 年には 992 人まで減少しました。高校生の年代は、平成２年には 1,153 人であったものが、平成 17 年には 914 人まで減少しました。その後増加し、平成 27 年には 1,037 人となりました。

＜子ども人口構成の推移＞

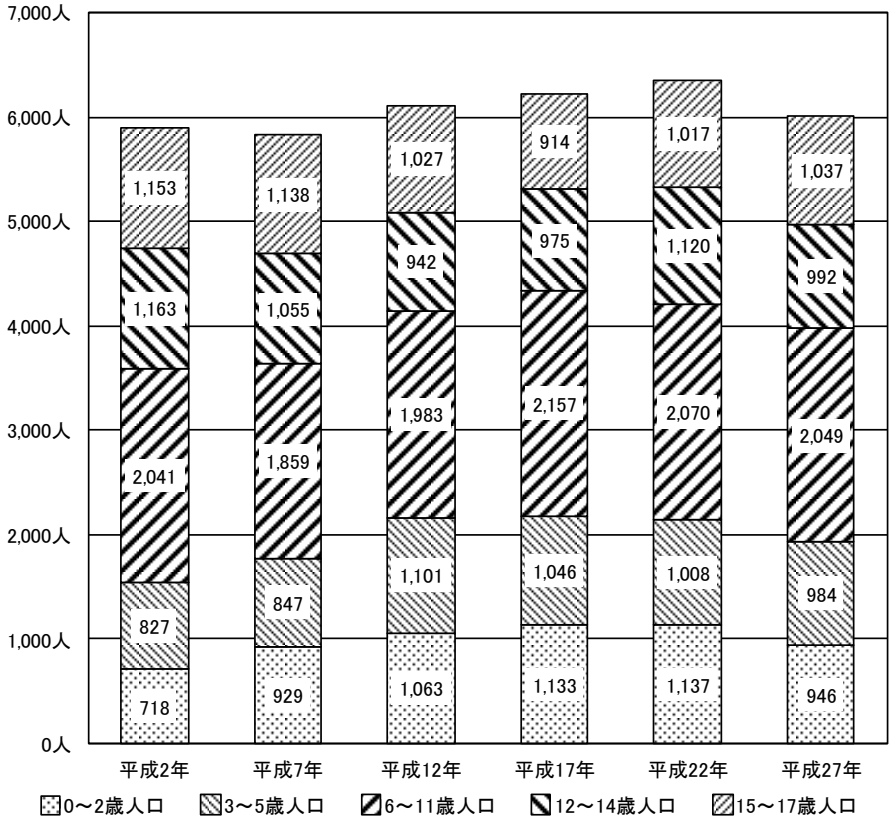


資料：国勢調査

## （４）出生数の推移

篠栗町の１年間（４月１日～３月 31 日）に生まれた子どもの数である出生数は、平成 21 年度から平成 30 年度の過去 10 年間、393 人から 288 人の間で推移しました。

また、人口 1,000 人あたりにおける１年間に生まれた子どもの数の割合である出生率（出生数×1,000÷10 月１日の篠栗町の総人口）は、12.41 から 9.14 の間で推移しました。

＜出生数・出生率の推移＞

単位：人、‰

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 出生数 | 393 | 359 | 342 | 343 | 307 | 323 | 331 | 333 | 288 | 315 |
| 出生率 | 12.41 | 11.34 | 10.81 | 10.82 | 9.71 | 10.25 | 10.45 | 10.51 | 9.14 | 10.00 |

資料：住民課

## （５）世帯構成の推移

篠栗町の一般世帯は、増加傾向にあり、平成２年に 6,778 世帯であったものが、25 年後の平成 27 年には 11,520 世帯となり、4,742 世帯増加しました。

核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）は、平成２年に 4,502 世帯であったものが、平成 27 年には 7,793 世帯となり、25 年間で 3,291 世帯増加しました。一般世帯に占める割合は、大きな変化はなく、66%～68%の世帯が核家族世帯でした。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）は、平成２年に 958 世帯であったものが、平成 27 年には 2,627 世帯となり、25 年間で 1,669 世帯増加しました。一般世帯に占める割合でみても、平成２年の 14.1%から、平成 27 年には 22.8%まで増加しました。単独世帯の増加の背景には、ひとり暮らし高齢者の増加が挙げられます。

＜世帯構成の推移＞

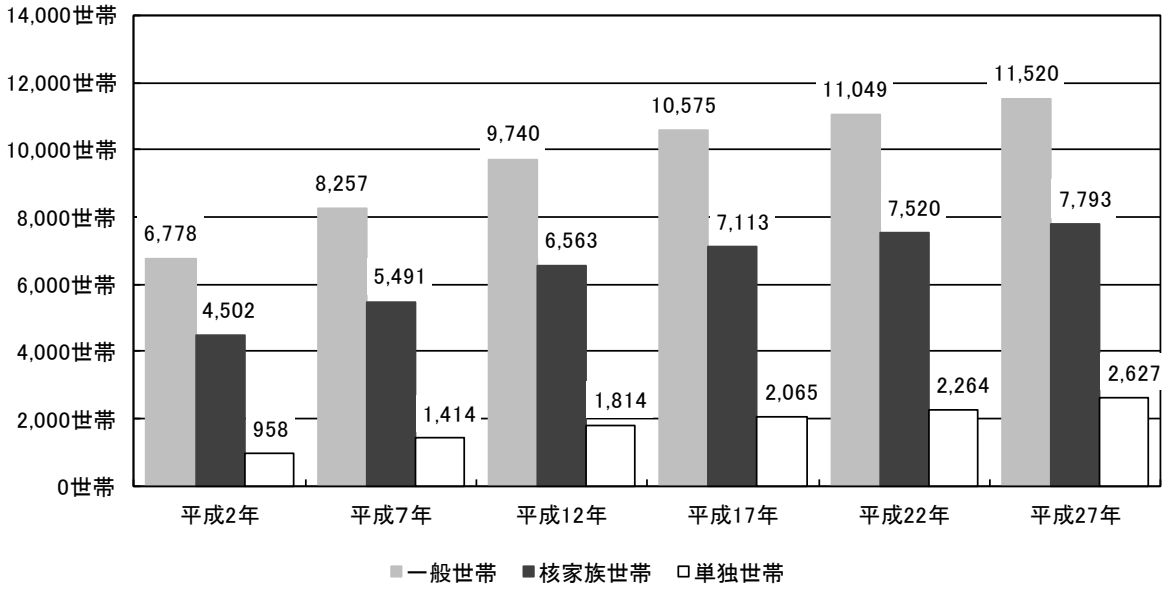


資料：国勢調査

父子家庭もしくは母子家庭（核家族世帯のうち未婚、死別または離別の母親または父親とその未婚の 20 歳未満の子どものみからなる一般世帯）であるひとり親世帯については、母子世帯が平成７年以降、増加傾向にあり、平成７年の 115 世帯から平成 27 年には 288 世帯となりました。

＜ひとり親世帯の推移＞

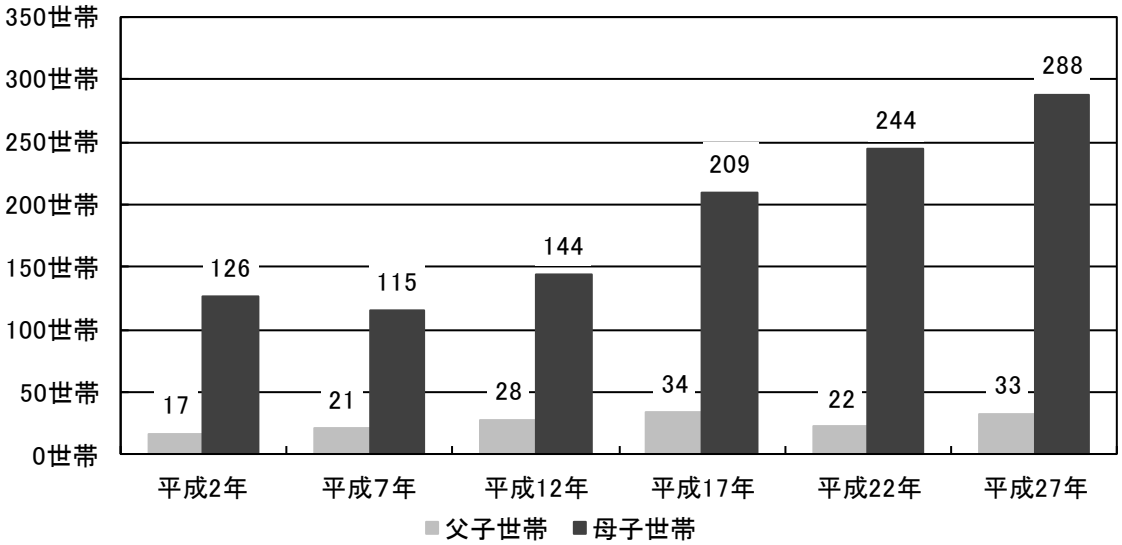


資料：国勢調査

## ２　就労の状況

女性の年齢別就業率の推移をみると、平成２年においては、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し，育児が落ち着いた時期に再び上昇するという，いわゆる「M字カーブ」を描いていましたが、平成 27 年には 30 歳代での低下が小さく、緩やかな「M字カーブ」となりました。また、平成 27 年の女性の就業率は、特に 30 歳代前半において、平成２年の就業率を大きく上回っていました。この背景には、未婚率の上昇や、未婚既婚に関わらず、女性の社会進出が大きく進んだことが挙げられます。同時に、長らく続いた景気の悪化により、出産後の早期に復職せざるを得ない経済的状況も大きな背景として挙げられます。

＜女性の年齢別就業率の推移＞

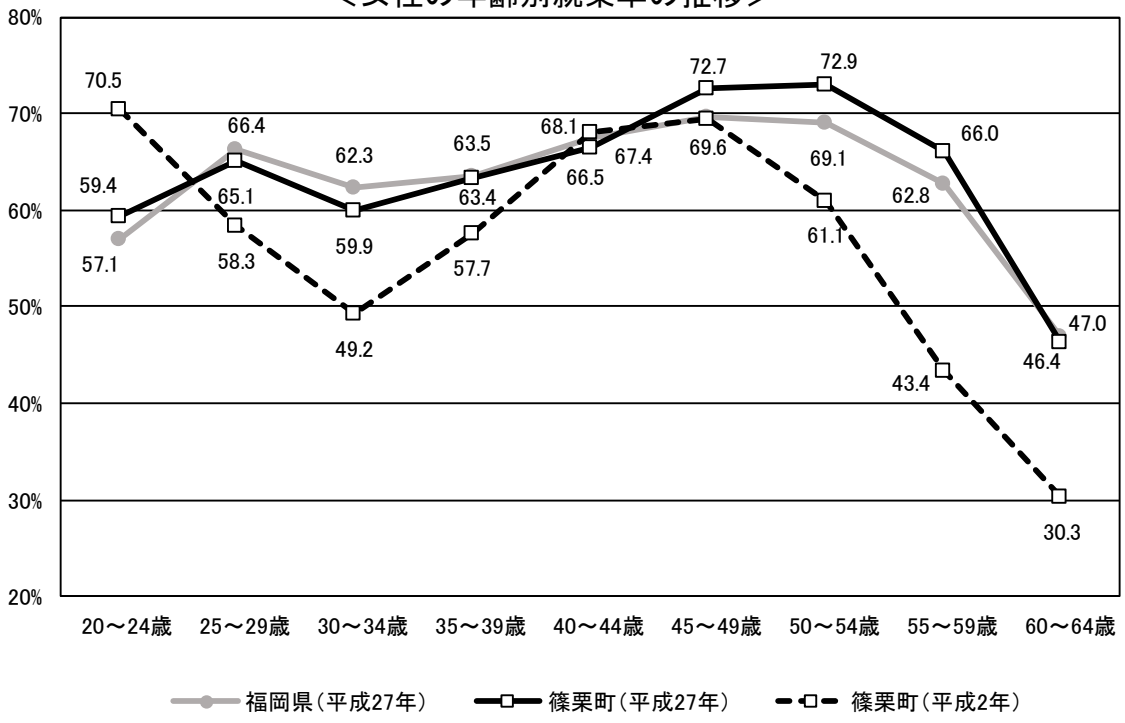


資料：国勢調査

# ３　教育・保育施設及び小中学校の状況

## （１）教育・保育施設の状況

令和元年度現在、篠栗町内には、子ども・子育て支援法に定める教育・保育施設として、３か所の幼稚園と４か所の保育所（園）、３か所の認定こども園があります。

＜教育・保育施設の状況＞

単位：人

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 町立<br>篠栗幼稚園<br>【幼稚園】 | 定員 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| | 在園児数 | 134 | 141 | 109 | 97 | 78 |
| | 内、町民 | 134 | 141 | 109 | 97 | 78 |
| 町立<br>勢門幼稚園<br>【幼稚園】 | 定員 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| | 在園児数 | 132 | 119 | 146 | 140 | 124 |
| | 内、町民 | 132 | 119 | 146 | 140 | 124 |
| 町立<br>北勢門幼稚園<br>【幼稚園】 | 定員 | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 |
| | 在園児数 | 83 | 73 | 64 | 82 | 75 |
| | 内、町民 | 83 | 73 | 64 | 82 | 75 |
| 私立<br>栗の子保育園<br>【保育所（園）】 | 定員 | 150 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| | 在園児数 | 156 | 153 | 170 | 156 | 164 |
| | 内、町民 | 156 | 153 | 170 | 156 | 164 |
| 私立<br>やまのこ保育園<br>【保育所（園）】 | 定員 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| | 在園児数 | 95 | 99 | 114 | 117 | 111 |
| | 内、町民 | 95 | 99 | 114 | 117 | 111 |
| 私立<br>勢門幼児園<br>【保育所（園）】 | 定員 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| | 在園児数 | 129 | 122 | 116 | 117 | 114 |
| | 内、町民 | 129 | 122 | 116 | 117 | 114 |
| 私立<br>篠栗保育園<br>【保育所（園）】 | 定員 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| | 在園児数 | 101 | 95 | 99 | 95 | 98 |
| | 内、町民 | 101 | 95 | 99 | 95 | 98 |

## ＜教育・保育施設の状況＞

単位：人

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 私立<br>キッズドリーム幼児園<br>【認定こども園】 | 定員 | 90 | 120 | 136 | 136 | 136 |
| | 在園児数 | 84 | 98 | 111 | 115 | 130 |
| | 内、町民 | 84 | 98 | 111 | 115 | 130 |
| 私立<br>あすなろ保育園<br>【認定こども園】 | 定員 | 80 | 80 | 96 | 96 | 96 |
| | 在園児数 | 76 | 79 | 100 | 104 | 101 |
| | 内、町民 | 76 | 79 | 100 | 104 | 101 |
| 私立<br>和田幼稚園<br>【認定こども園】 | 定員 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| | 在園児数 | 135 | 126 | 127 | 119 | 119 |
| | 内、町民 | 135 | 126 | 127 | 119 | 119 |
| 合計【在園児数】 | 定員 | 1,270 | 1,330 | 1,362 | 1,362 | 1,367 |
| | 在園児数 | 1,125 | 1,105 | 1,156 | 1,142 | 1,114 |
| | 内、町民 | 1,125 | 1,105 | 1,156 | 1,142 | 1,114 |

資料：こども育成課・学校教育課（毎年５月１日現在）

## （２）小中学校の状況

令和元年度現在、篠栗町内には、３か所の町立小学校（分校１か所を含む）と２か所の町立中学校があります。

＜小学校の状況＞

単位：人、学級

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 篠栗小学校 | 学級数 | 17 | 16 | 18 | 20 | 20 |
| | 児童数 | 465 | 459 | 456 | 462 | 452 |
| 萩尾分校 | 学級数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 児童数 | 8 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 勢門小学校 | 学級数 | 30 | 31 | 30 | 30 | 32 |
| | 児童数 | 885 | 905 | 866 | 849 | 845 |
| 北勢門小学校 | 学級数 | 24 | 22 | 24 | 24 | 24 |
| | 児童数 | 685 | 668 | 664 | 668 | 665 |
| 合　計 | 学級数 | 74 | 72 | 75 | 77 | 79 |
| | 児童数 | 2,043 | 2,039 | 1,993 | 1,986 | 1,969 |

資料：学校基本調査（毎年 5 月 1 日現在）

＜中学校の状況＞

単位：人、学級

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 篠栗中学校 | 学級数 | 21 | 20 | 20 | 19 | 19 |
| | 生徒数 | 651 | 628 | 654 | 631 | 647 |
| 篠栗北中学校 | 学級数 | 12 | 12 | 12 | 11 | 11 |
| | 生徒数 | 341 | 354 | 360 | 343 | 318 |
| 合　計 | 学級数 | 33 | 32 | 32 | 30 | 30 |
| | 生徒数 | 992 | 982 | 1,014 | 974 | 965 |

資料：学校基本調査（毎年 5 月 1 日現在）

# 第３章　ニーズ調査結果からみえる子育てに関する状況

## １　子どもと家族の状況

「配偶者がいない」と回答した人の割合は、『就学前児童』の 4.6%に対し、『小学校児童』では 9.0%となっています。

配偶者の有無（就学前児童）

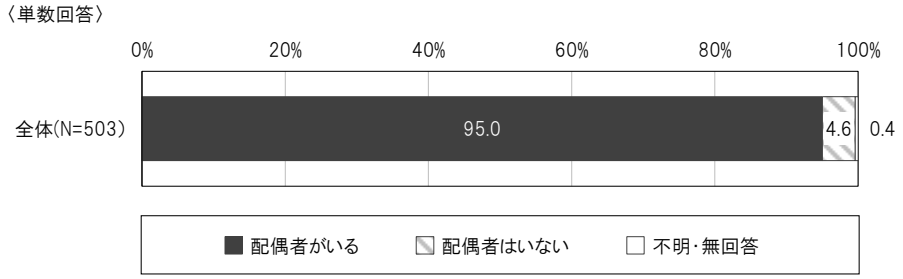


配偶者の有無（小学校児童）

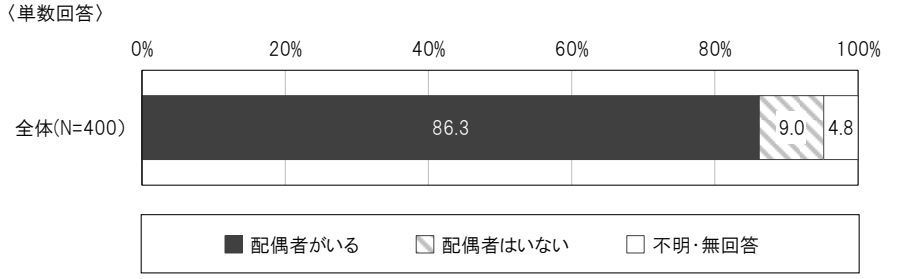


「子育てを主に行っている人」について、「父母ともに」と回答した人の割合が、『就学前児童』での 51.1%に対し、『小学校児童』では 54.3%となっています。

子育てを主に行っている人（就学前児童）

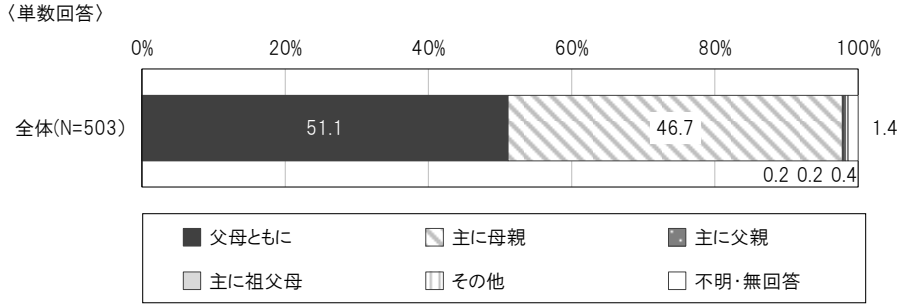

子育てを主に行っている人（小学校児童）

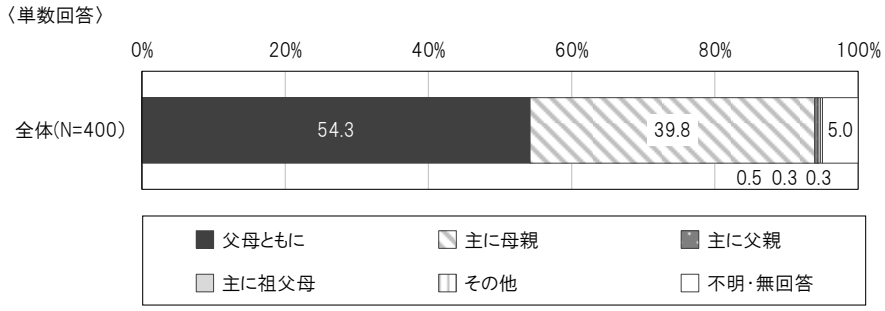


## ２　子どもの育ちをめぐる環境

子育てにもっとも影響する環境については、『就学前児童』、『小学校児童』ともに「家庭」と回答した人が約９割で、高い割合となっています。また、『小学校児童』では、「学校」と回答した人も約７割で、高い割合となっています。

子育てにもっとも影響する環境（就学前児童）

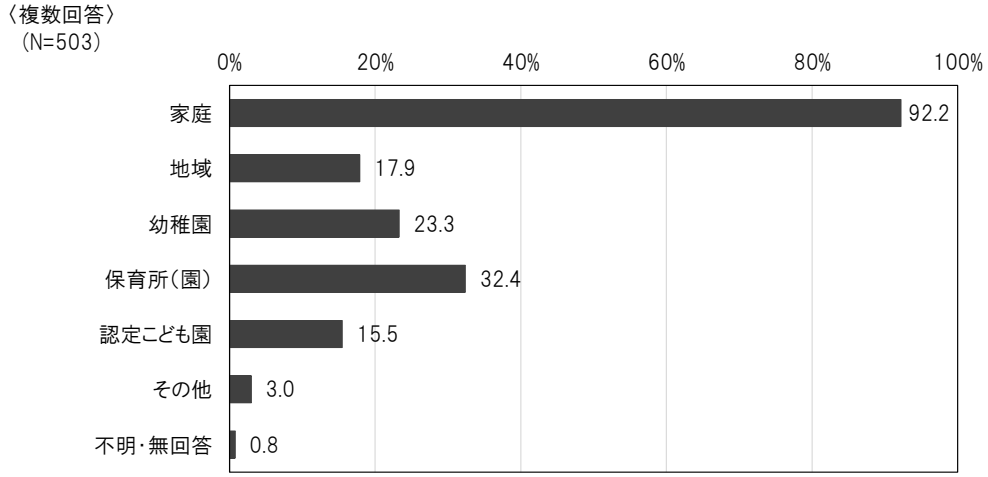


子育てにもっとも影響する環境（小学校児童）

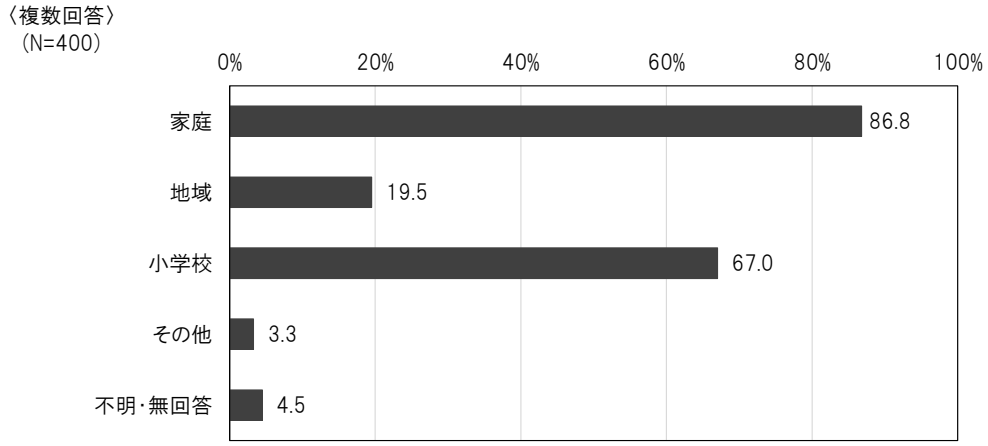

子どもをみてもらえる親族・知人の存在について、「日常的に祖父母等の親族等にみてもらえる」と回答した人の割合は、『就学前児童』で 25.4%、『小学校児童』で 21.5%となっています。また、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は、『就学前児童』と『小学校児童』の回答割合は、ともに約６割となっています。

子どもをみてもらえる親族・知人の存在（就学前児童）

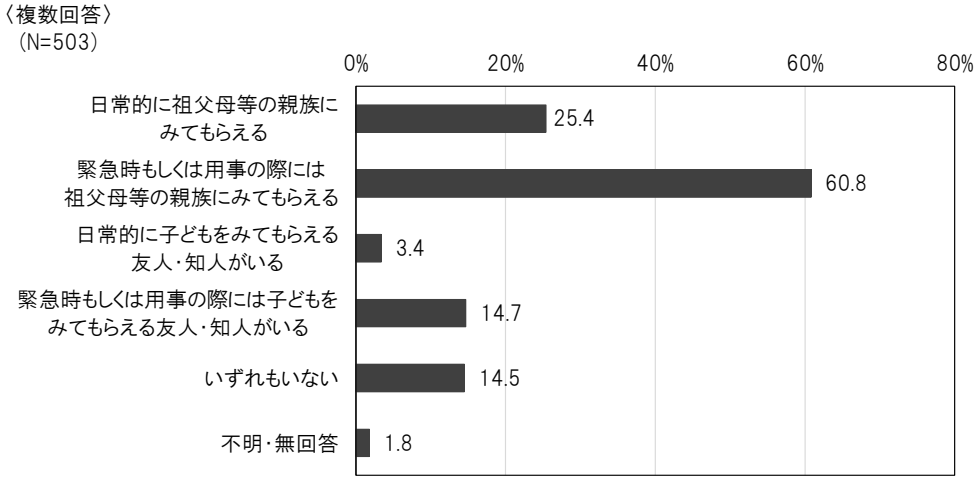


子どもをみてもらえる親族・知人の存在（小学校児童）

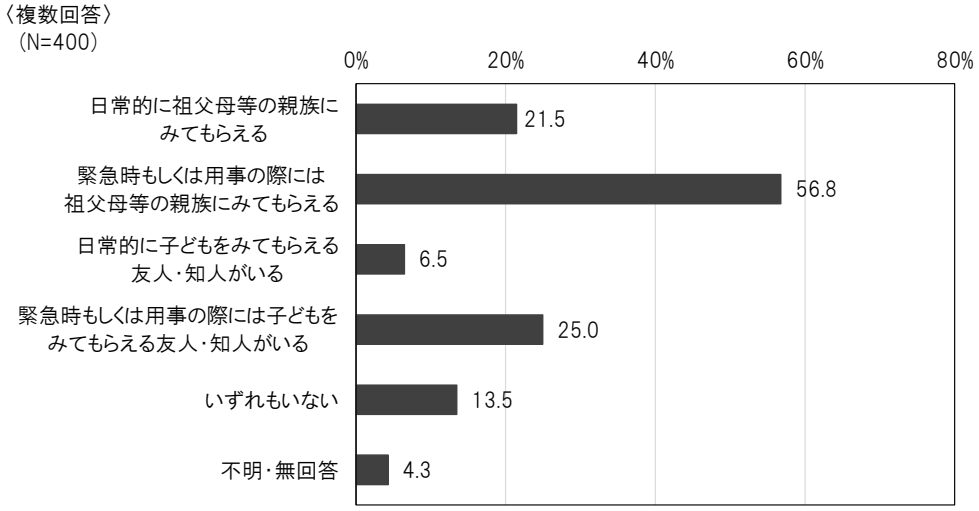


子育て等に関する相談相手については、『就学前児童』、『小学校児童』ともに「配偶者（パートナー）」と回答した人が８割を超えています。『就学前児童』では、「祖父母等の親族」と回答した人が 81.0%で、『小学生児童』での 69.3%よりも高い割合となっています。また、『小学校児童』では、「友人や知人」と回答した人が 71.1%で、「祖父母等の親族」よりも高い割合となっています。

子育て等に関する相談相手（就学前児童）

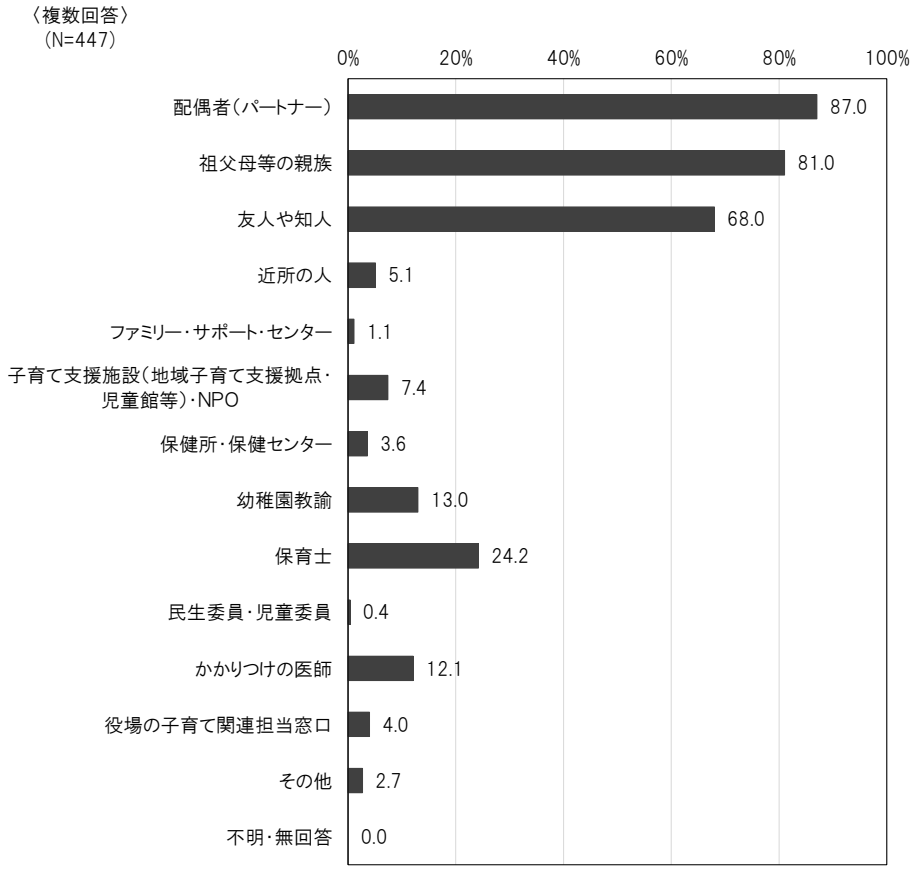


子育て等に関する相談相手（小学校児童）

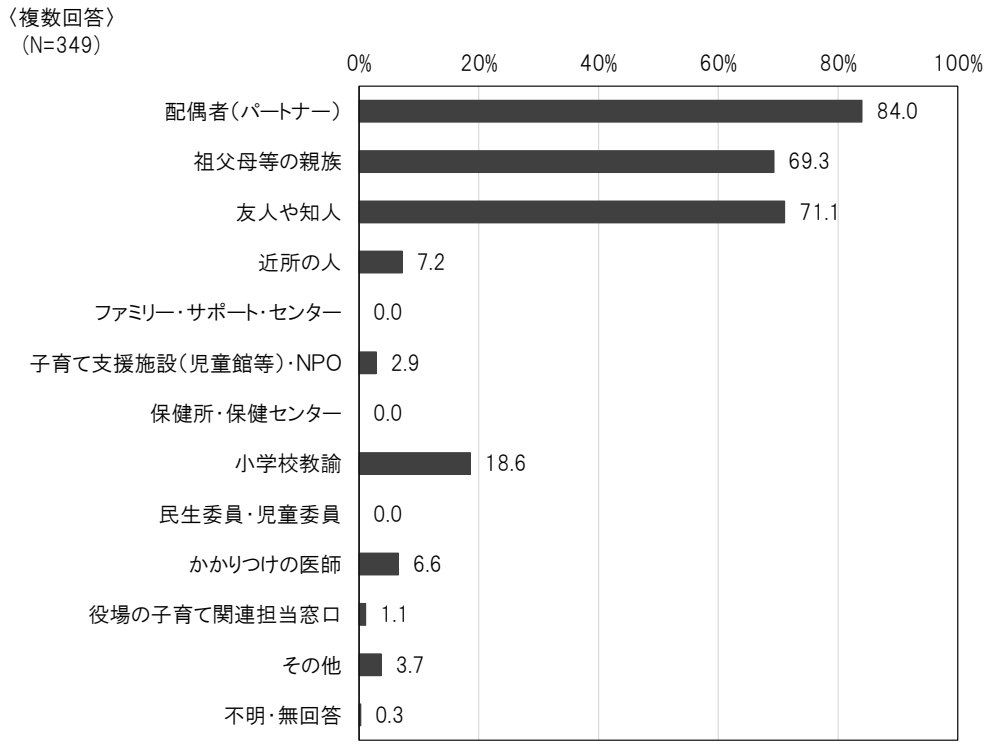

# ３　子どもの保護者の就労状況

母親のフルタイムの就労については、『就学前児童』が 24.1%、『小学校児童』では 29.5%となっています。パート・アルバイトでの就労は、『就学前児童』での 24.3%に対し、『小学校児童』では 45.0%となっています。

なお、父親については、フルタイムの就労が『就学前児童』で 92.6%（不明・無回答 5.8%）、『小学校児童』で 87.0%（不明・無回答 11.0%）となっています。

保護者（母親）の就労状況（就学前児童）

〈単数回答〉

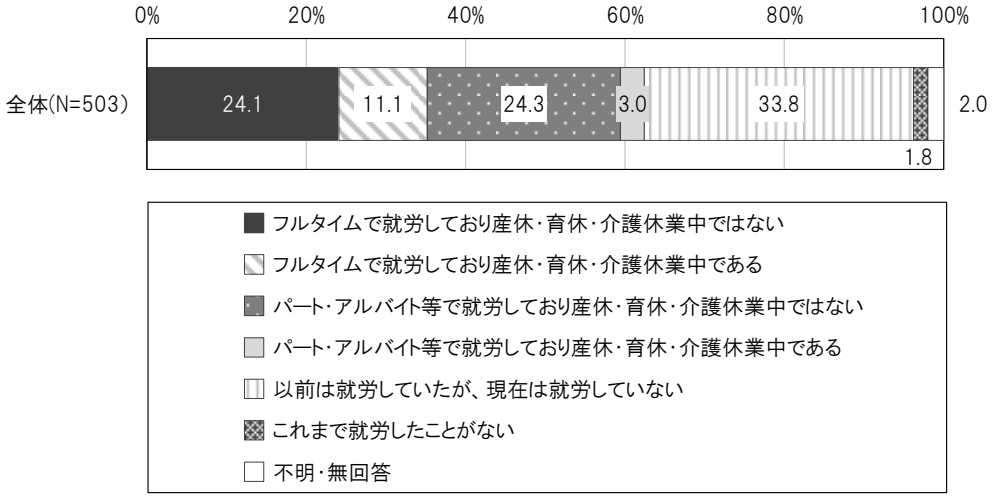


保護者（母親）の就労状況（小学校児童）

〈単数回答〉

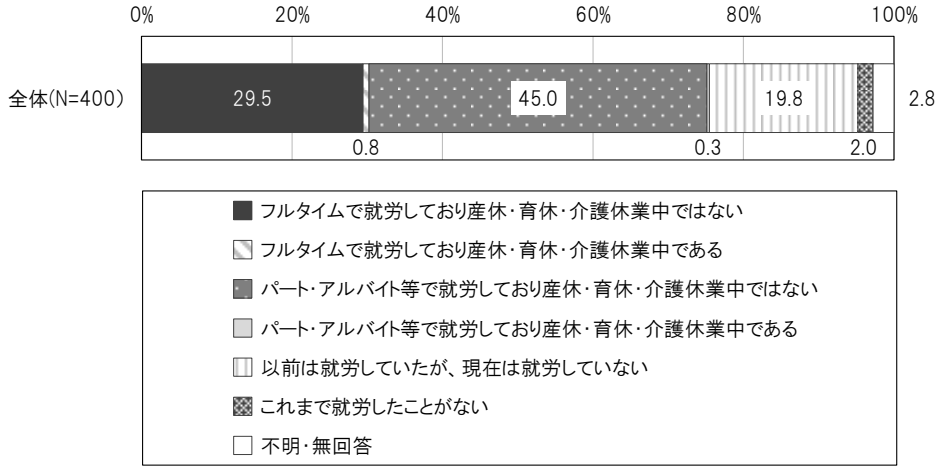

# 4　平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

『就学前児童』の 63.8%が、定期的な教育・保育の事業について、「利用している」と回答しています。そのうち、35.2%が幼稚園、32.7%が認可保育所（園）、24.9%が認定こども園を利用しています。また、その場所は篠栗町内が 90.0%となっています。

定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

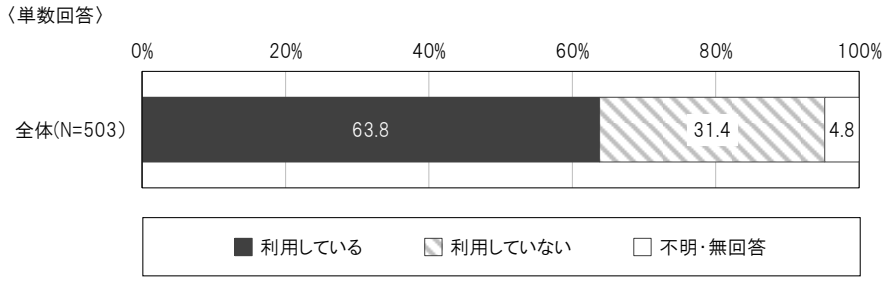


定期的に利用している教育・保育事業の種類（就学前児童）

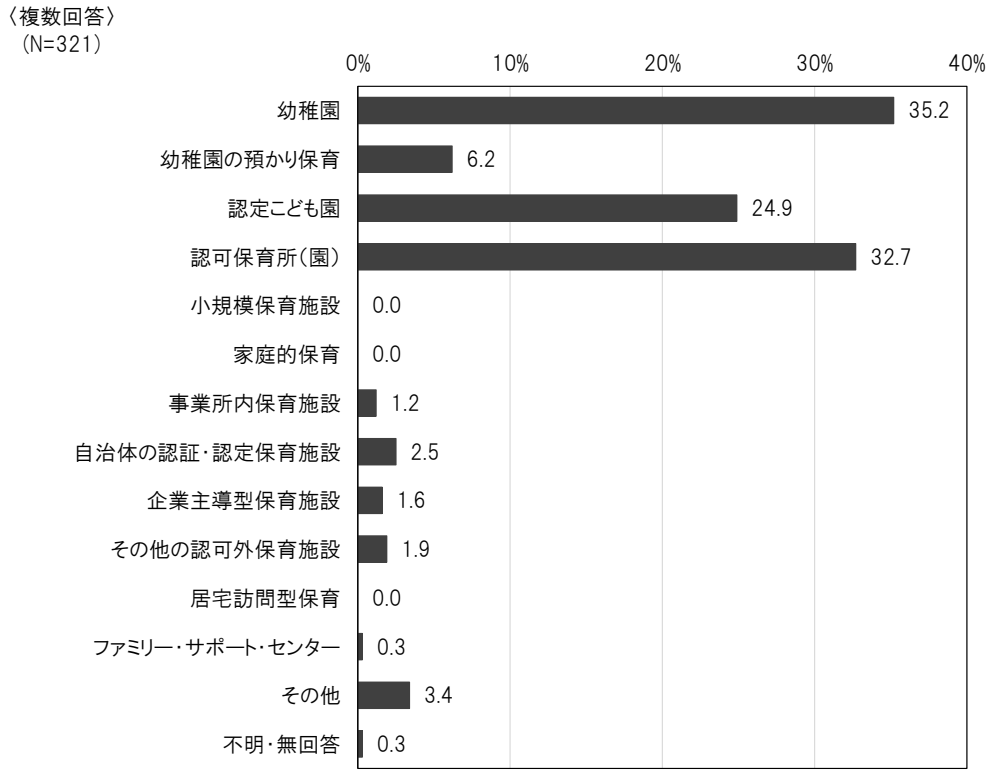


定期的に利用している教育・保育事業の場所（就学前児童）

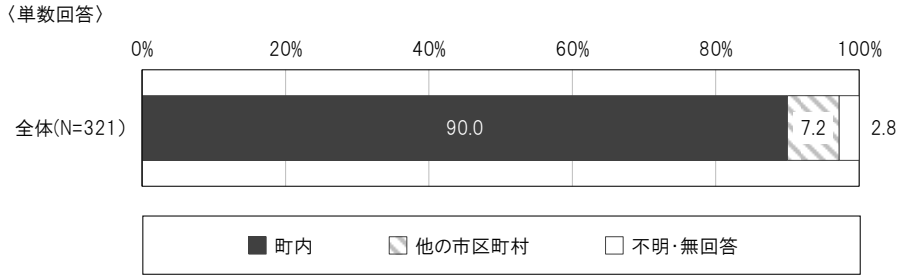

# 5　地域の子育て支援の利用状況

児童館など、親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場である地域子育て支援拠点について、90.7%の人が「知っている」と回答していますが、「これまで利用したことがある」と回答した人は 54.3%、さらに、「今後（も）利用したい」と回答した人は 51.9%となっています。

地域子育て支援拠点：知っている（就学前児童）

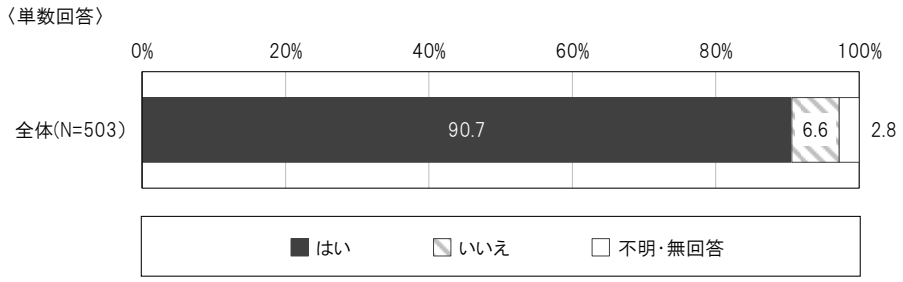


地域子育て支援拠点：これまで利用したことがある（就学前児童）

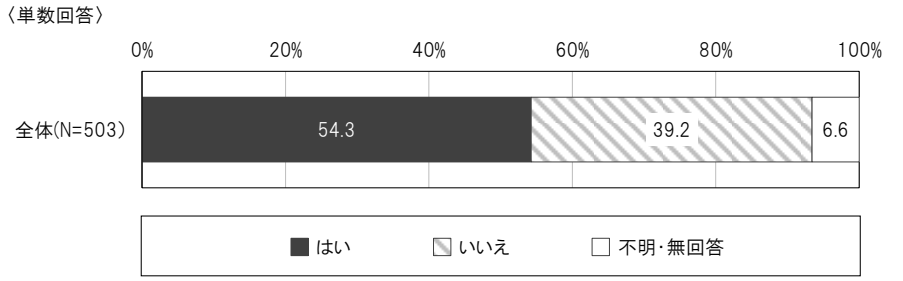


地域子育て支援拠点：今後（も）利用したい（就学前児童）

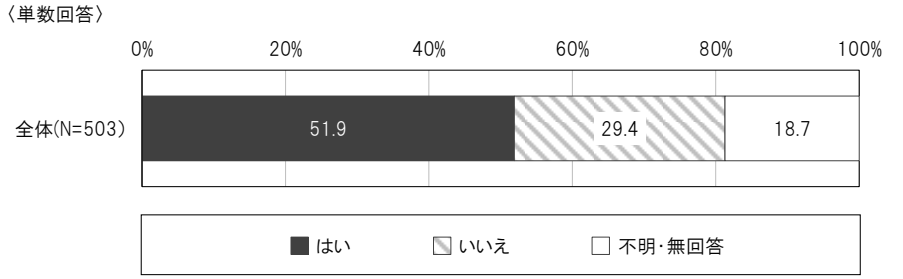

町内で実施している子育て支援について、周知度と利用状況と今後の利用意向についてみてみると、事業によって差はありますが、周知度は高いものの、利用した経験はそれに比べ低くなっています。一方、今後の利用意向は利用状況の比べると高くなっています。

町内で実施している子育て支援について：知っている（就学前児童）

〈単数回答〉
（N=503）

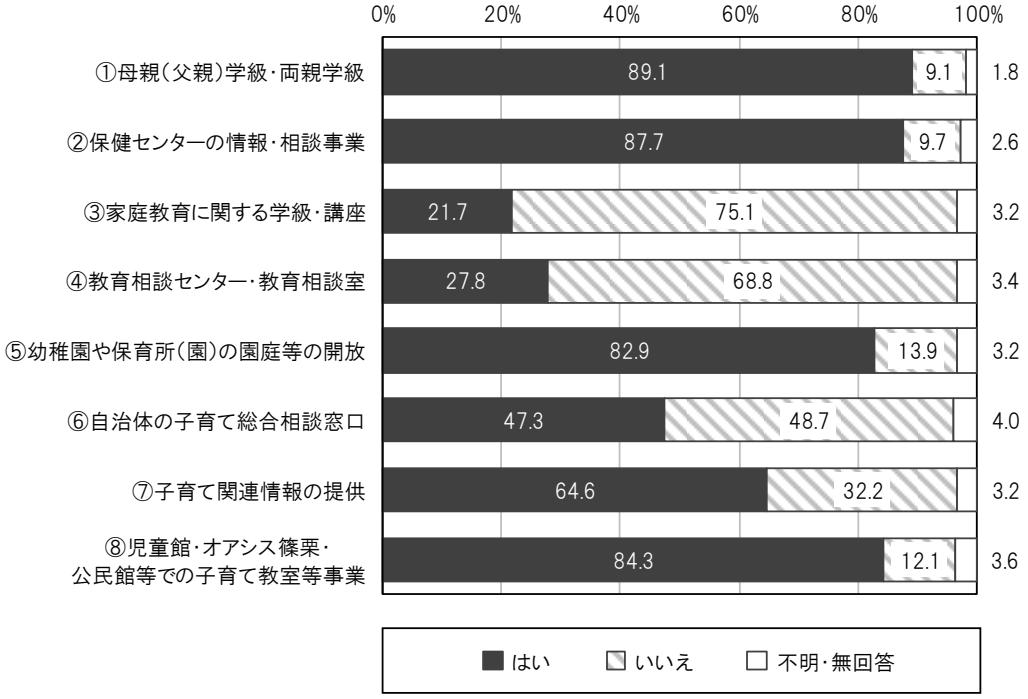


町内が実施している子育て支援について：利用したことがある（就学前児童）

〈単数回答〉
（N=503）

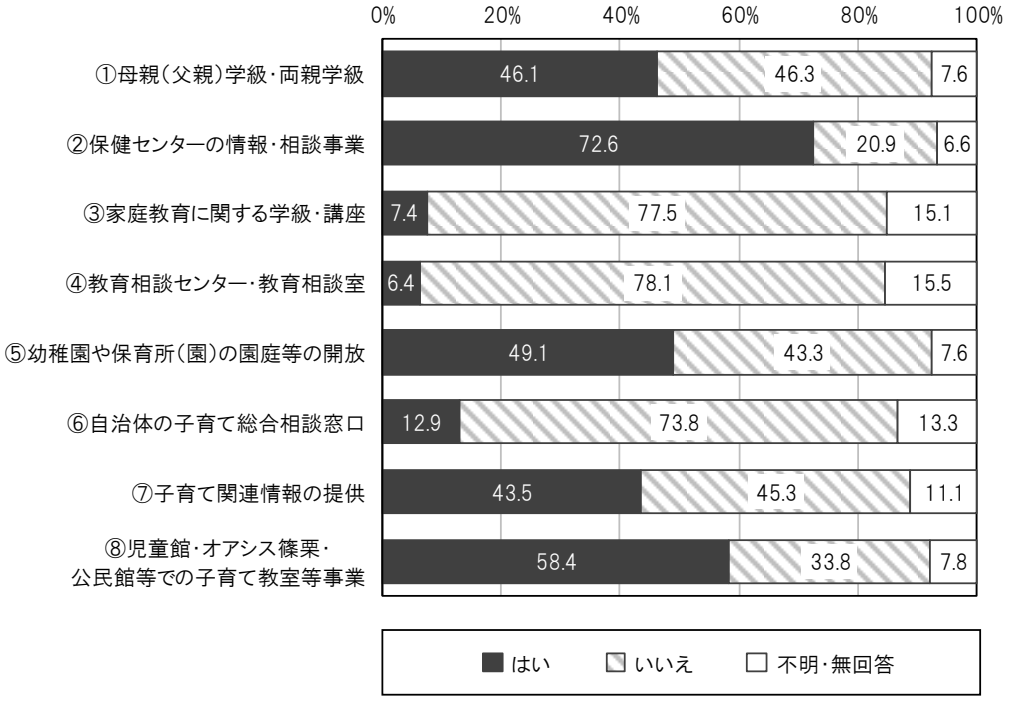

町内で実施している子育て支援について：今後（も）利用したい（就学前児童）

〈単数回答〉
（N=503）

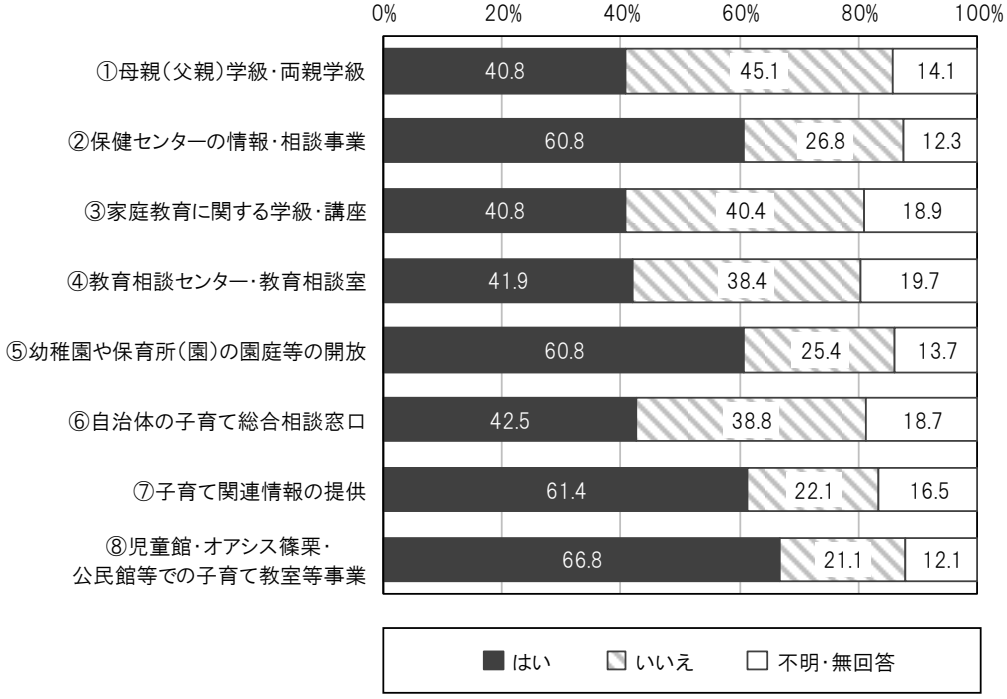

# ６　土日、祝日の教育・保育事業の利用希望

「利用する必要はない」の回答割合について、土曜日では 49.9%であるのに対し、日曜日・祝日では 71.2%となっています。また、「月に１～２回は利用したい」と回答した人は、その理由として、61.2%が「月に数回仕事が入るため」と回答しています。

土曜日の保育・教育事業の利用希望（就学前児童）

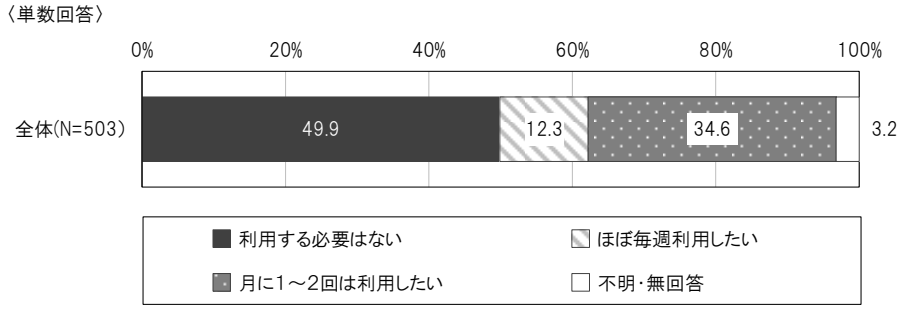


日曜日・祝日の保育・教育事業の利用希望（就学前児童）

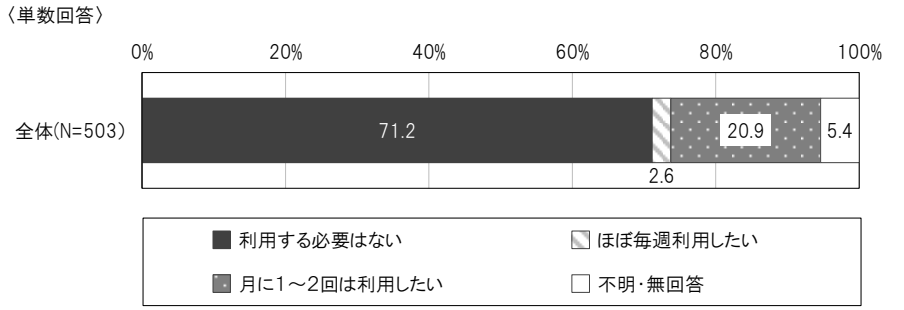


月に 1～2 回は利用したい理由（就学前児童）

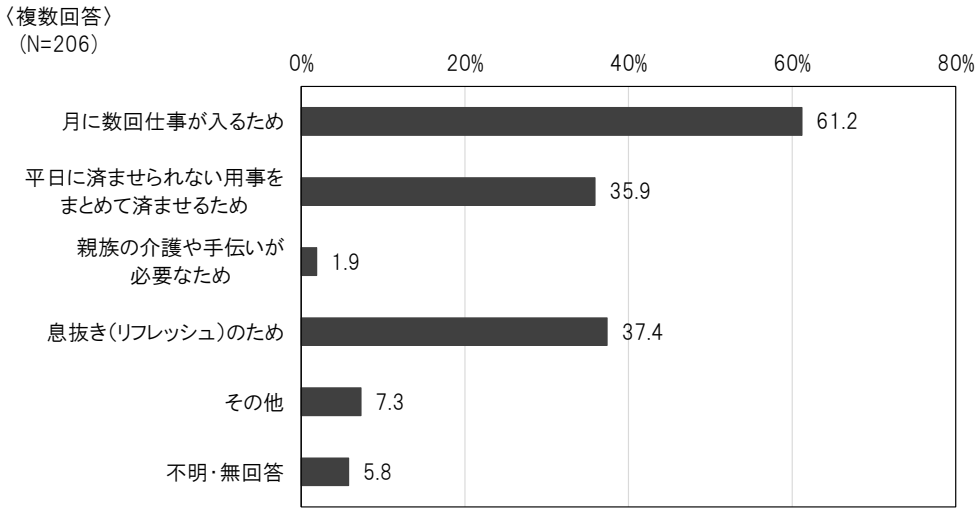

# 7　病気の際の対応

この 1 年間での病気やけがによる欠席の有無については、『就学前児童』で「あった」が 57.9%、『小学校児童』では 59.0%となっています。また、そのような場合の対処として、「母親が休んだ」と回答した人が、『就学前児童』で 74.6%、『小学校児童』で 65.7%となっており、ともに最も高い割合になっています。「父親が休んだ」の回答割合は、『就学前児童』での 21.3%に対し、『小学校児童』では 10.2%となっています。

病気やけがによる欠席の有無（就学前児童）

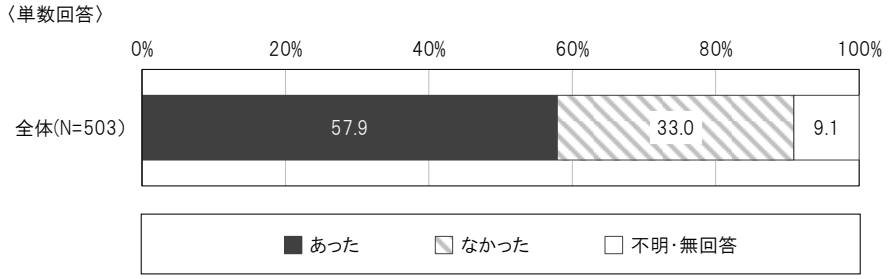


欠席した際の対応（就学前児童）

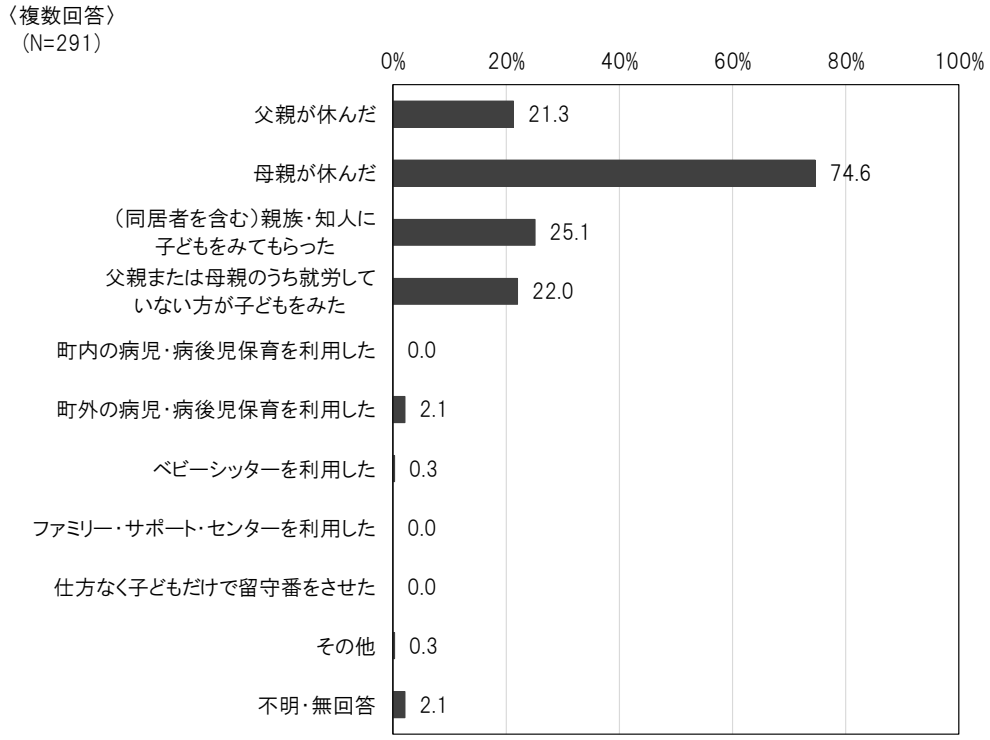

病気やけがによる欠席の有無（小学校児童）

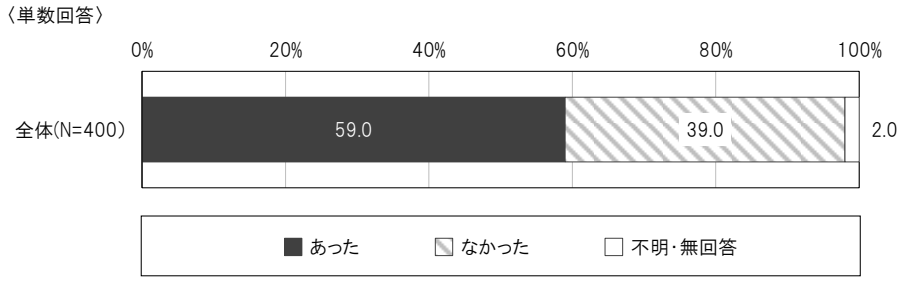


欠席した際の対応（小学校児童）

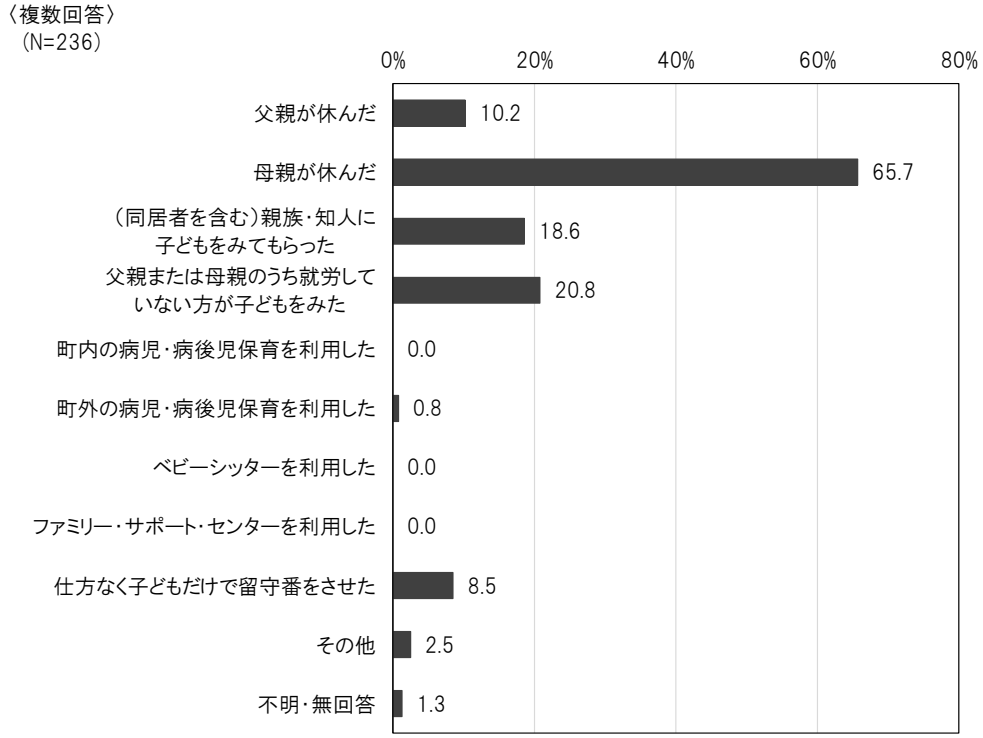


病児・病後児保育施設等の利用希望について、「できれば利用したい」と回答した人が、『就学前児童』の 38.2%に対し、『小学校児童』では 19.9%となっています。ともに「利用したいとは思わない」の割合の方が高くなっていますが、その理由として、「病児・病後児（病気の子ども）を家族以外の人にみてもらうのは不安」が、『就学前児童』では 51.5%で最も高く、『小学校児童』では 40.2%となっています。また、「親が仕事を休んで対応する」は『就学前児童』で 50.7%に対し、『小学校児童』では 55.1%で最も高くなっています。

粕屋町・久山町・篠栗町３町合同の広域事業として実施している病児保育ルーム「コスモス」の周知度、利用状況、利用意向についてみてみると、『就学前児童』、『小学校児童』ともに「知っている」と回答した人は３割程度であり、「利用したことがある」と回答した人の割合は２%にも満たない状況です。

## 病児・病後児保育施設等の利用希望（就学前児童）

〈単数回答〉

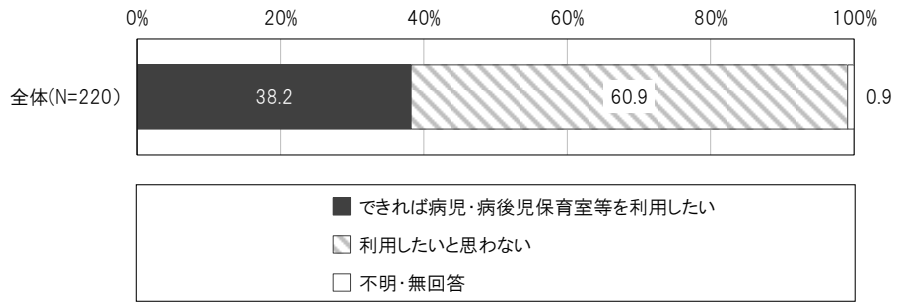


## 病児・病後児保育施設等を「利用したいと思わない」理由（就学前児童）

〈複数回答〉
（N=134）

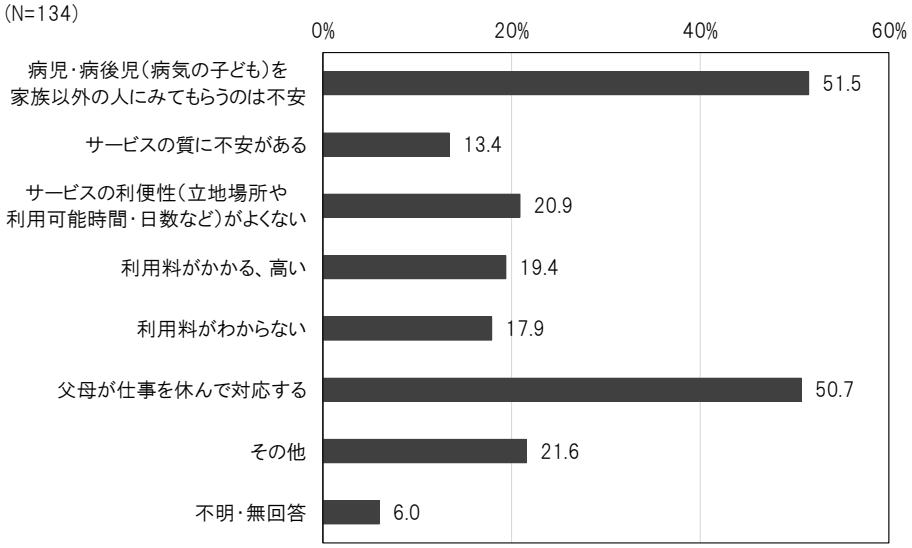


## 病児保育ルーム「コスモス」の利用状況（就学前児童）

〈単数回答〉
（N=503）

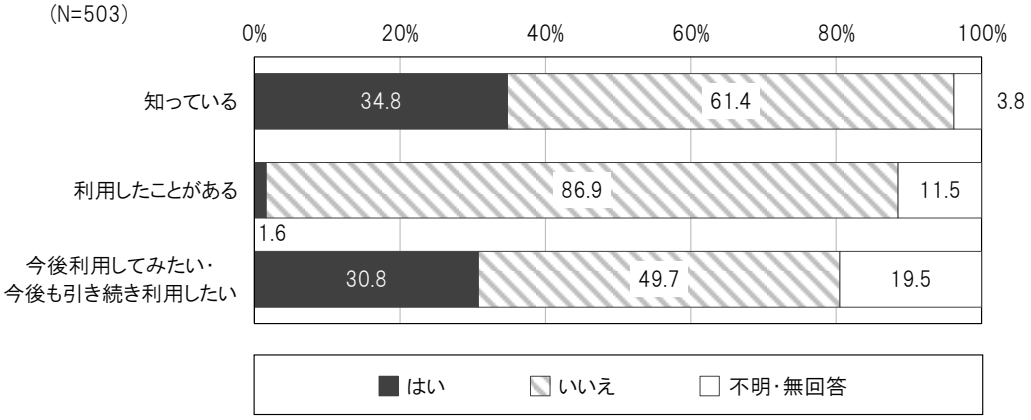

## 病児・病後児保育施設等の利用希望（小学生児童）

〈単数回答〉

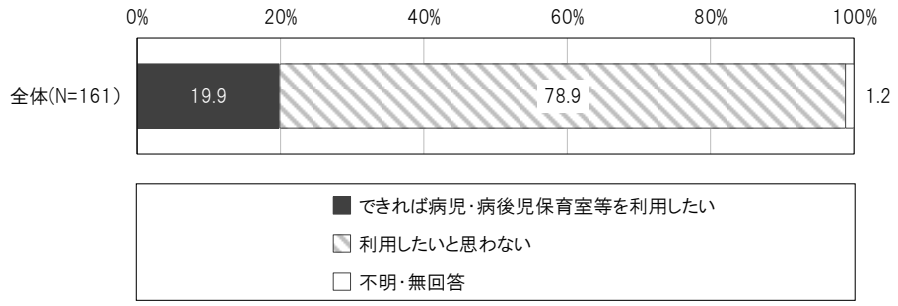


## 病児・病後児保育施設等を「利用したいと思わない」理由（小学生児童）

〈複数回答〉
（N=127）

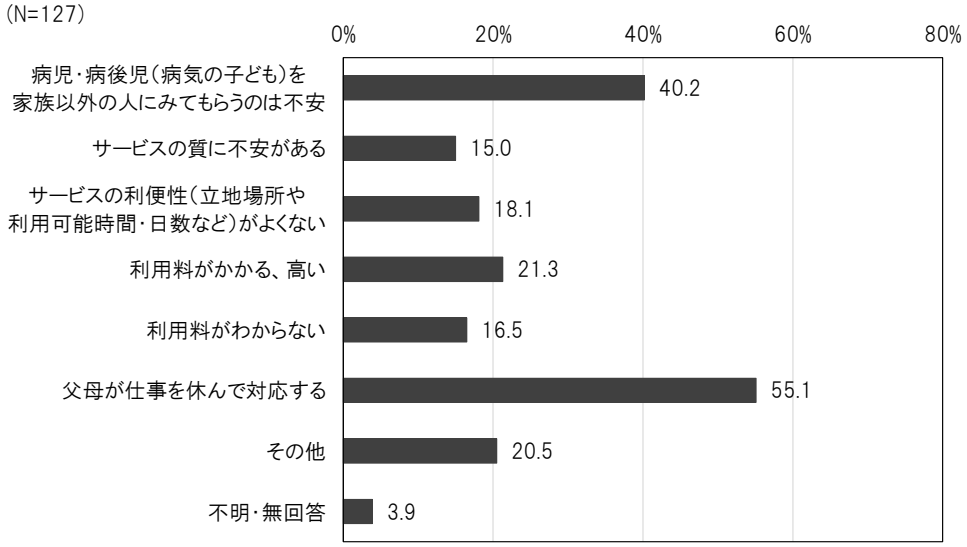


## 病児保育ルーム「コスモス」の利用状況（小学生児童）

〈単数回答〉
（N=400）

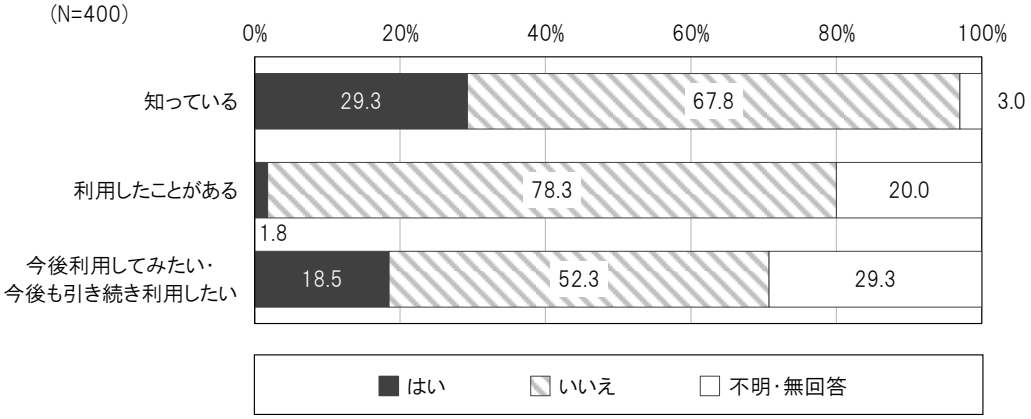

# 8　一時預かりや宿泊を伴う預かりの利用状況

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、日中不定期に利用している事業について、『就学前児童』では 80.1%が、『小学校児童』では 91.8%が「利用していない」と回答しています。利用していない理由については、「特に利用する必要がない」が、『就学前児童』では 63.5%、『小学校児童』では 76.3%となっています。

一時預かりの利用状況（就学前児童）

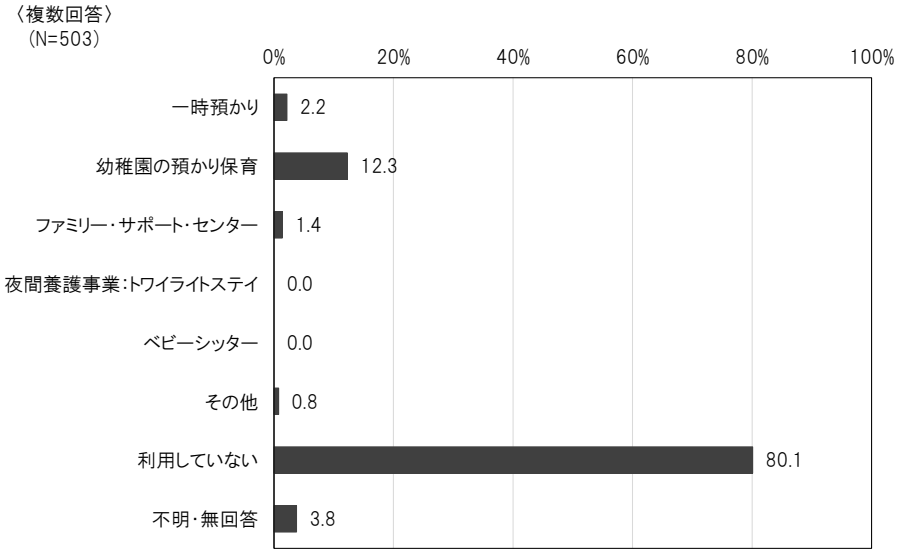


一時預かりを「利用していない」理由（就学前児童）

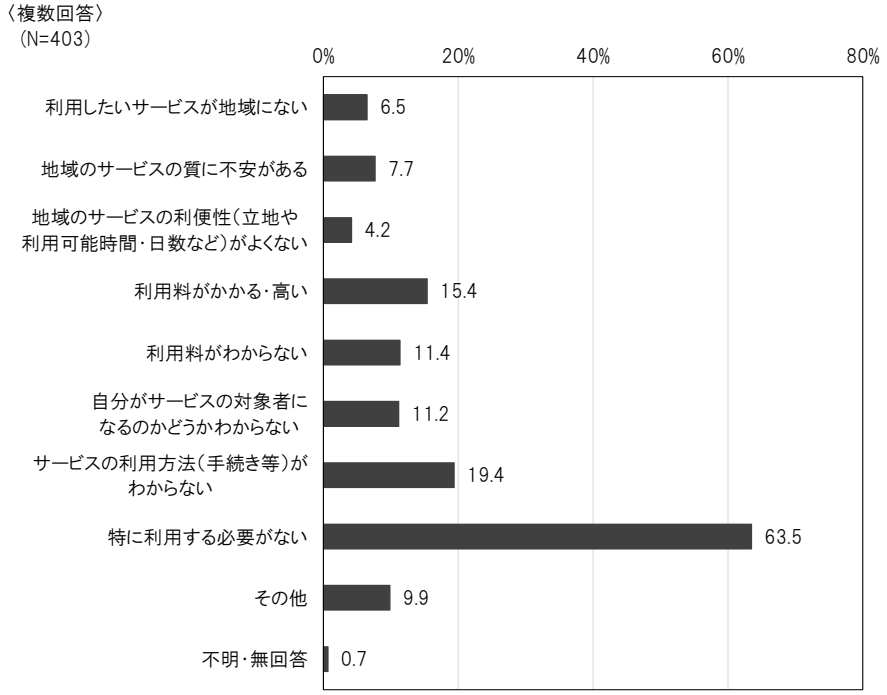

一時預かりの利用状況（小学生児童）

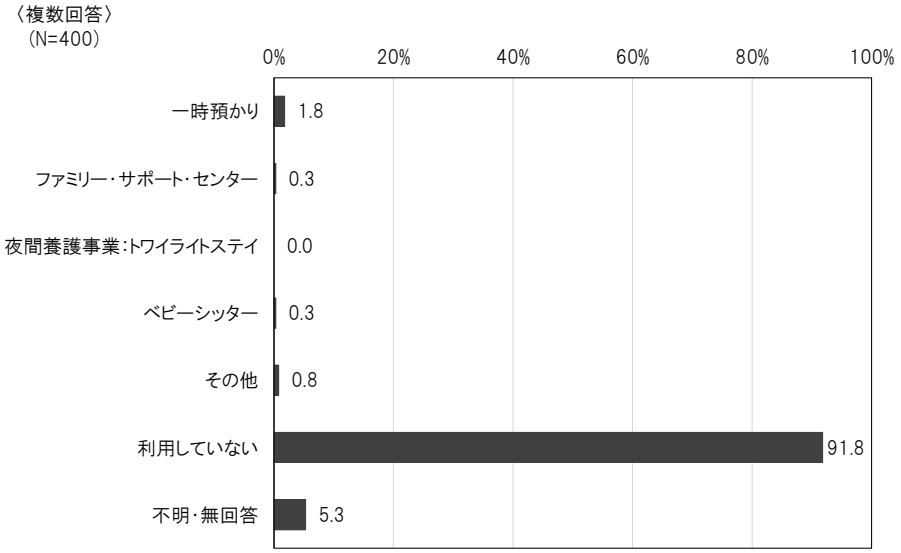


一時預かりを「利用していない」理由（小学生児童）

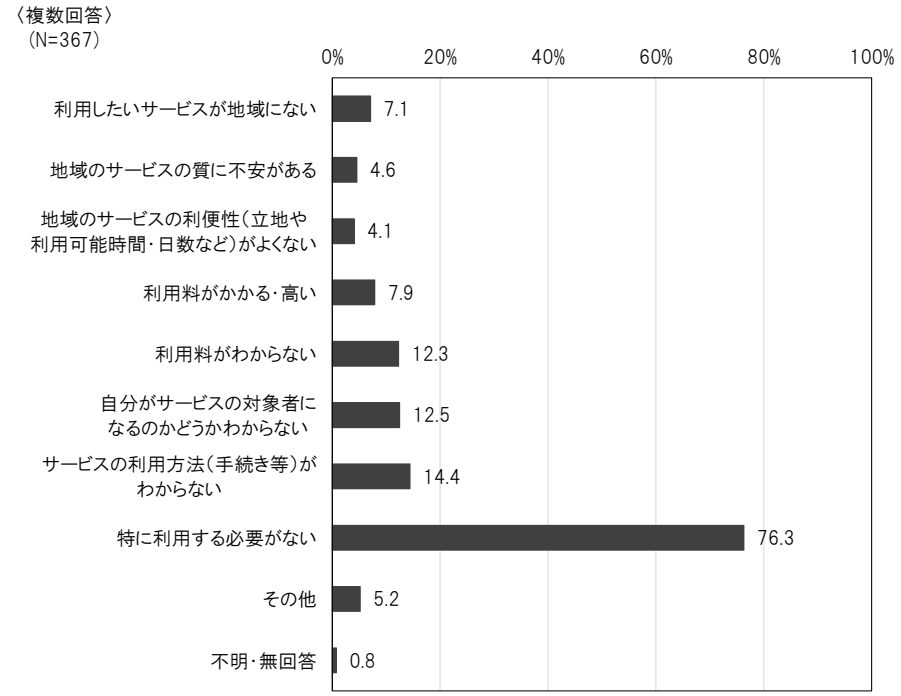


保護者の冠婚葬祭や病気等のため泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことも、「なかった」と回答した人がともに約８割となっています。

宿泊を伴

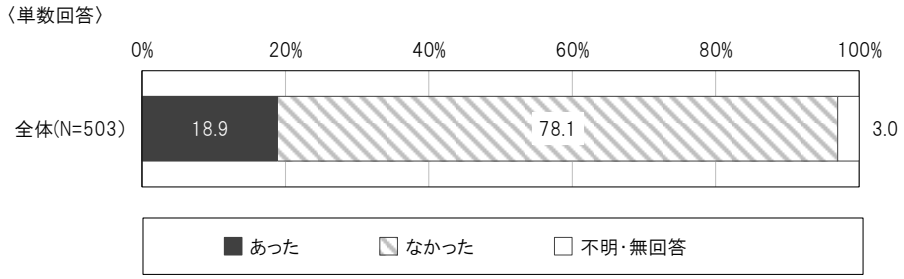

宿泊を伴う預かりを必要とした際の対応方法（就学前児童）

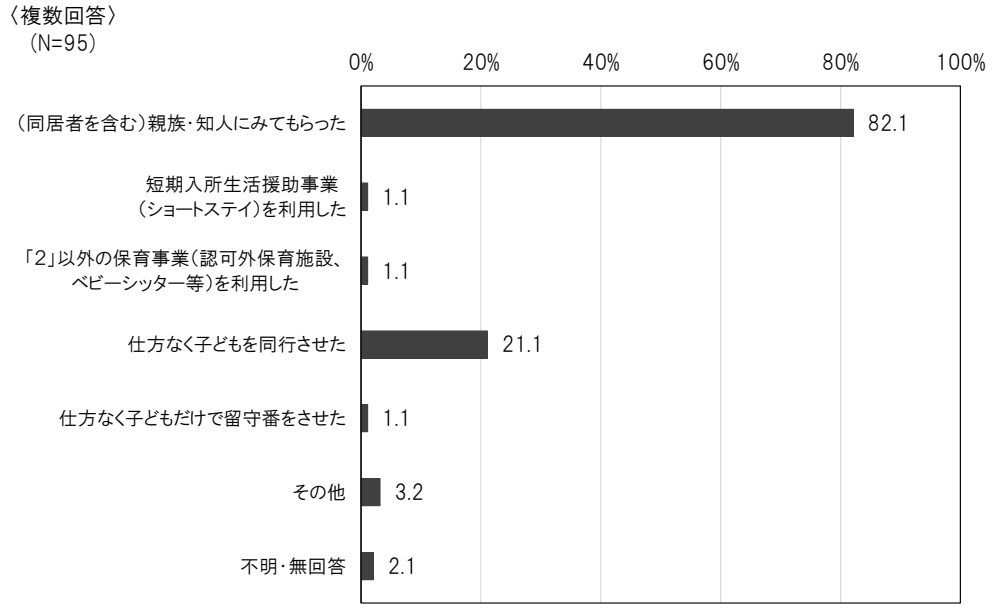


宿泊を伴う預かりを必要とした経験（小学校児童）

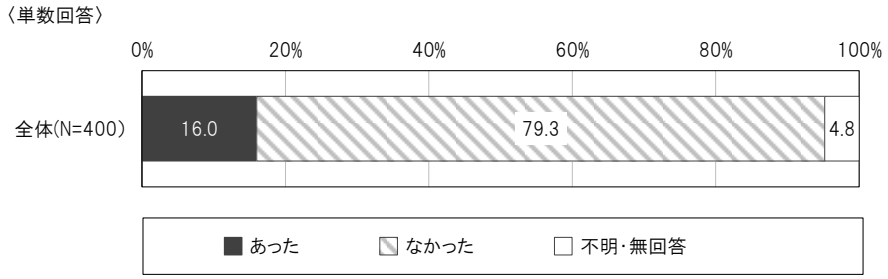


宿泊を伴う預かりを必要とした際の対応方法（小学校児童）

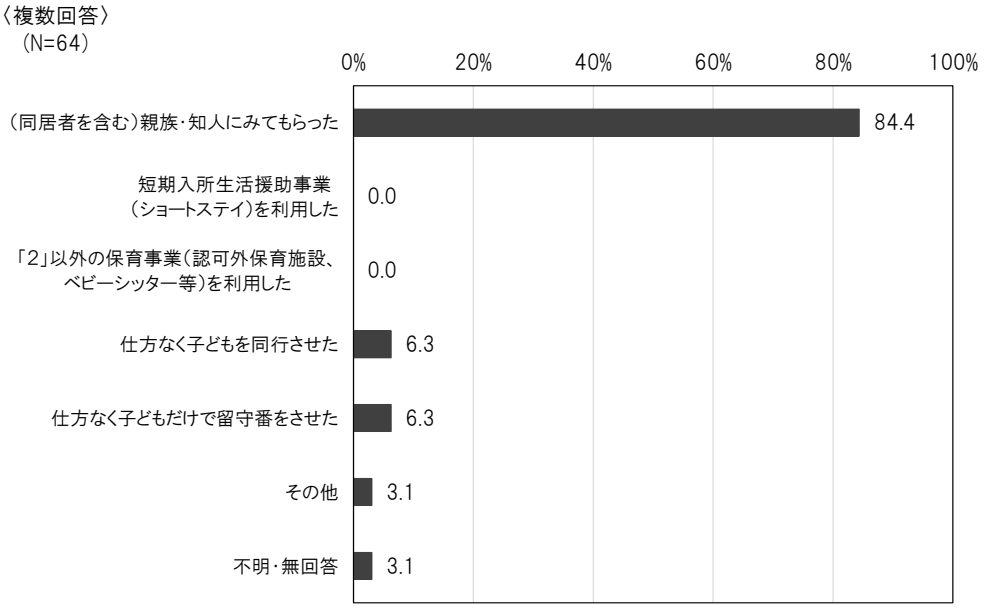

# ９　放課後の過ごし方

小学校低学年（１～３年生）の間、放課後を過ごしている、もしくは過ごしていた場所について、「自宅」と回答した人が 62.5%で最も高く、次いで「習い事」が 33.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 27.3%となっています。

低学年時の放課後の過ごし方（小学校児童）

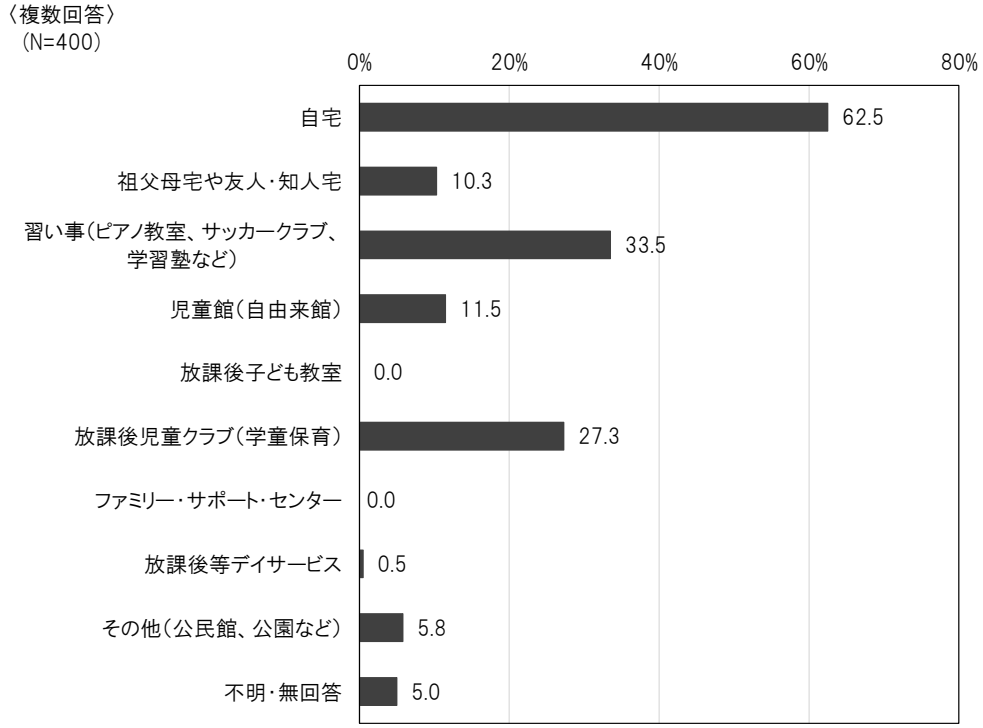


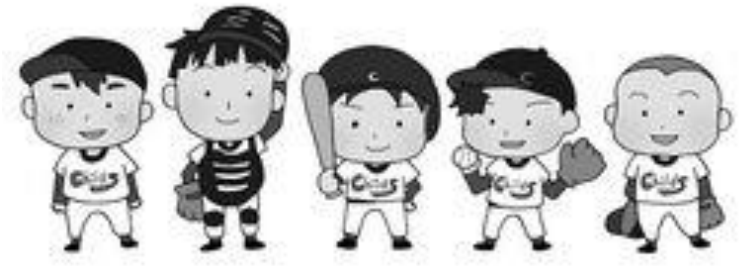

# １０　子育ての環境や支援への満足度

子育てが楽しいと感じることが多いと思うかについて、「楽しいと感じることが多い」と回答した人が『就学前児童』での 62.6%に対し、『小学校児童』では 51.8%となっています。

子育てに対する思い（就学前児童）

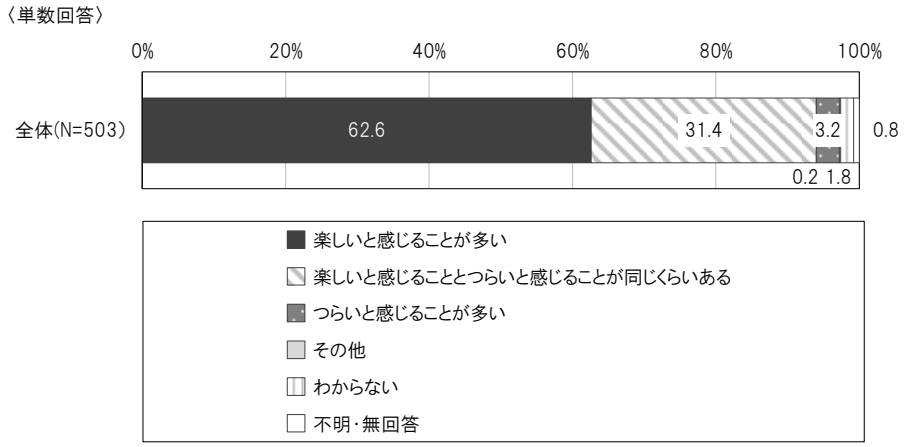


子育てに対する思い（小学生児童）

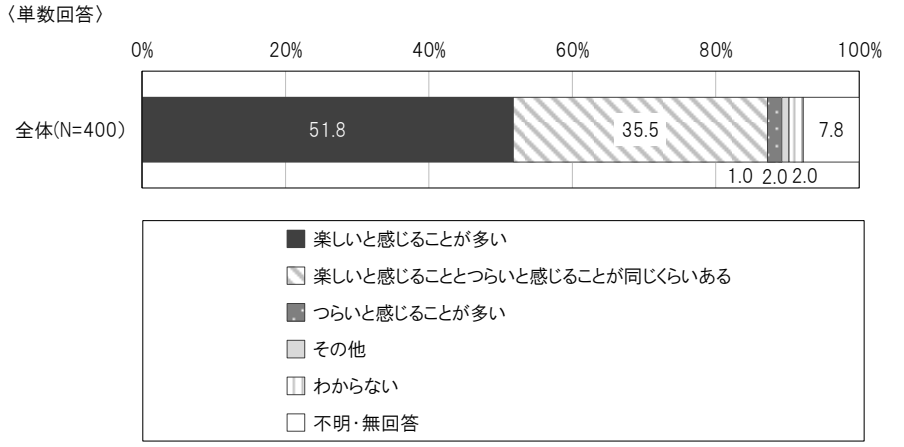


地域における子育て支援に対する希望について、「子どもが安心できる地域での見守り」と回答した人が『就学前児童』で 60.4%、『小学校児童』では 50.3%で、最も高い割合となっています。

## 地域における子育て支援に対する希望（就学前児童）

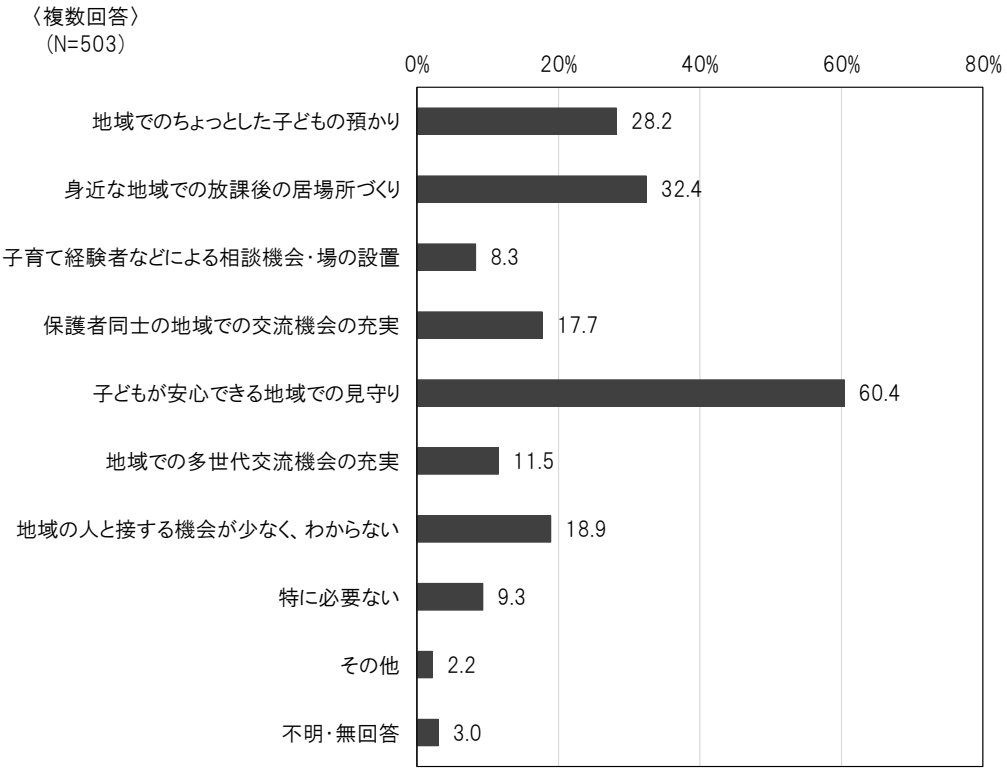


## 地域における子育て支援に対する希望（小学校児童）

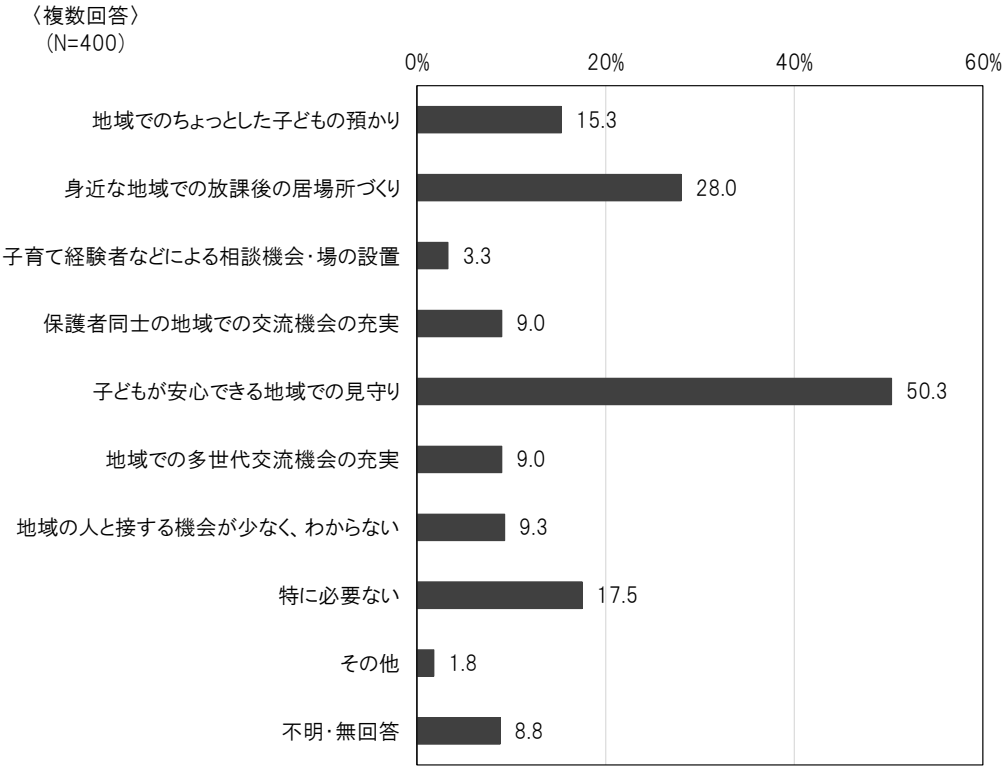

篠栗町が子育てしやすい町と感じるかについて、「どちらかといえば、子育てしやすいと感じる」が、ともに最も高く、５割近くの割合となっています。また、「子育てしやすいとは感じない」と回答した人が、『就学前児童』で 7.0%、『小学生児童』での 4.3%に対し、「子育てしやすいと感じる」と回答した人は、『就学前児童』で 23.9%、『小学生児童』では 21.5%で、高い割合となっています。

子育てのしやすさ（就学前児童）

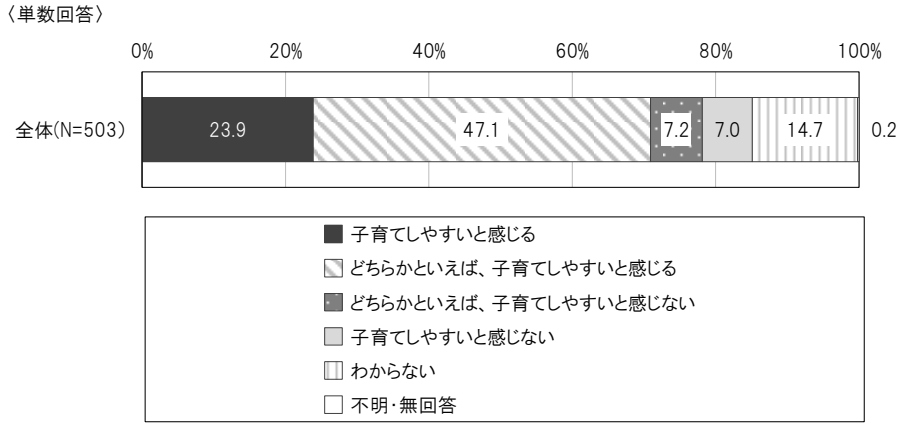


子育てのしやすさ（小学生児童）

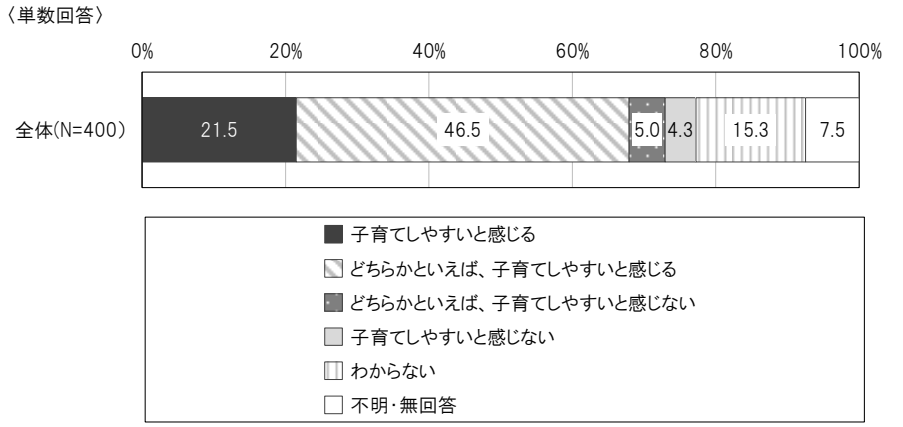

# 第４章　計画の基本的な考え方

## １　基本理念

**笑顔きらきら、子ども輝くまちへ**

これまで篠栗町では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため「ささぐり こども いきいきプラン」に基づき、子育て支援に取り組んできました。

今後はさらなる関係機関等との連携・協働のもと、親子がともに育ち、また、住民がお互いに支え合う地域をめざして、児童の健全育成と子ども・子育て支援事業を進めていくことが必要となります。そのため、本計画においては前計画の考え方を踏襲し、「笑顔きらきら、子ども輝くまちへ」を基本理念として計画の推進を図ります。

## ２　基本的な視点

篠栗町では、基本理念のもと、子ども・子育て支援施策を進める上での共通の考え方として、以下の視点に立って取り組むこととします。

○子どもたちの幸せを第一に考え、篠栗町のすべての子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境づくりを進める「子どもからの視点」

○すべての親が安心して子どもを産み、ゆとりを持って楽しく子育てができる環境づくりを進める「保護者からの視点」

○地域住民との連携と協力のもとに、子どもとその保護者を地域で支え合う体制づくりを進める「地域からの視点」

# ３　基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、以下の２つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

## 基本目標１　夢をもち、心と体が元気な子どもが育つまち

両親家庭やひとり親家庭、障がいのある子どもを養育している家庭、専業主婦など、子育てをしているすべての人が、安心して子育てができるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスを充実させるとともに、教育環境の整備や、育児に関する情報提供及び相談体制の充実を図ります。

また、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、親子の健康づくりの支援や虐待防止と早期発見及び事後フォロー等要保護児童への取り組みを図ります。

障がい児施策の充実、子育てバリアフリーの視点を取り入れた住環境・道路環境整備等、すべての人が地域で安心して生活ができるまちづくりを推進します。

## 基本目標２　豊かな心を育むよろこびとふれあいのまち

地域における子育て支援ネットワークの形成や交流活動の支援、また地域資源を活用し安心して遊び、そして学び、いろいろな人とふれあいができる場所の整備充実を図ります。

地域において助け合いながら子育てや子どもの成長をともに見守る環境づくりにも取り組み、子どもたちが未来に向かって明るく健やかに育つまちづくりを進めていくものとします。

# 4　施策の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 具体的な取り組み |
| --- | --- | --- |
| 笑顔きらきら、子ども輝くまちへ | 1　夢をもち、心と体が元気な子どもが育つまち | （1）保育サービスの充実<br>①　一時預かり・延長保育<br>②　病児保育<br>③　障がい児保育<br>④　放課後児童クラブ（学童保育）<br>⑤　ファミリー・サポート・センター<br>⑥　待機児童解消対策の推進<br>⑦　幼稚園教諭・保育士の人材確保<br>（2）教育環境の整備<br>①　道徳教育の推進<br>②　個に応じた教育の推進<br>③　有害環境対策<br>④　幼稚園・保育所・小中学校の連携<br>（3）相談・教室による子育て支援と情報提供<br>①　訪問指導・支援<br>②　相談窓口の設置・情報提供の充実<br>③　子育て教室<br>④　子育てガイドブックの作成<br>⑤　多様なメディアを通じた情報発信<br>（4）母と子の健康支援<br>①　妊産婦の健康・産後支援<br>②　乳幼児の健康支援<br>③　不妊治療への支援<br>④　子どもの基本的生活習慣の育成<br>⑤　思春期保健対策<br>⑥　小児救急医療<br>⑦　食物アレルギー対応の充実<br>（5）支援を要する子どもや家庭への取り組み<br>①　虐待等通告窓口<br>②　要保護児童対策地域協議会<br>③　養育支援訪問事業<br>④　いじめ・不登校対策の充実<br>⑤　障がい児施策の充実<br>⑥　子どもの貧困対策推進計画の策定 |

| 基本理念 | 基本目標 | 具体的な取り組み |
| --- | --- | --- |
| 笑顔きらきら、子ども輝くまちへ | ２　豊かな心を育むよろこびとふれあいのまち | （１）子どもの居場所づくり<br>①　児童館<br>②　篠栗町立図書館<br>③　放課後子ども教室<br>（２）子どもたちの体験・交流事業<br>①　児童館での交流事業<br>②　乳幼児とのふれあい交流<br>③　子どもたちの自立を促す体験学習<br>（３）子育て支援の体制づくり・ネットワークの形成<br>①　地域子育て支援ネットワークの形成<br>②　子ども・子育て支援会議<br>③　小学校区別地域づくり事業<br>（４）経済的負担の軽減<br>①　子育てに関する経済的負担の軽減<br>②　ひとり親家庭への支援<br>（５）男女共同参画の推進<br>①　男女共同参画の推進<br>②　ＤＶ等に関する相談機関の周知促進<br>③　「子育て応援宣言企業」登録制度の周知<br>（６）生活環境の整備<br>①　道路交通環境の整備<br>②　交通安全教育の充実<br>③　バリアフリーの環境づくり<br>④　犯罪被害の防止 |

# 第５章　具体的な取り組み

## １　夢をもち、心と体が元気な子どもが育つまち

### （１）保育サービスの充実

待機児童の解消に向けた認可保育所の整備や、利用者の多様なニーズを踏まえた各種サービスの実施など、きめ細かな保育サービスにより一層の充実を図ります。

**①一時預かり・延長保育【担当課：こども育成課・学校教育課】**

一時的に保育が困難な児童や、保護者の育児に伴う精神的・身体的負担を軽減するため、認可保育所と認定こども園において一時預かりを実施します。また、幼稚園においては、通常の教育時間終了後に在園児を預かる、預かり保育を実施します。さらに、認可保育所と認定こども園において通常保育時間外の延長保育を実施します。

保護者の多様な就労形態に対応するため、今後も利用者のニーズに応じて事業の整備充実に努めます。

**②病児保育【担当課：こども育成課】**

病気の治療や回復期のため、認可保育所や認定こども園、放課後児童クラブ（学童保育）を利用することができない子ども（生後６か月～小学６年生）を対象に、病児保育を実施します。

病児保育は、粕屋町・久山町・篠栗町の糟屋中部３町の合同による広域で実施します。

今後も引き続き、利用状況に応じ、定員の見直しや施設の拡充、他市町の病児保育施設との広域的利用など、事業の実施方法について検討します。

**③障がい児保育【担当課：こども育成課・健康課】**

発達障がい児を含む障がい児の健全な育成のため、加配保育士を配置し、きめ細かな保育を行います。

障がい児の受け入れについては、認可保育所や認定こども園と協議をしつつ、適正な保育士配置などにより手厚い支援に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

**④放課後児童クラブ（学童保育）【担当課：こども育成課】**

放課後帰宅しても保護者が就労などの理由で不在の留守家庭の小学１年生～6 年生までの児童に対し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的に、各小学校区の町立児童館（たけのこ・すぎのこ・やまばと児童館）で放課後児童クラブ（学童保育）を実施します。また、長期休業期間については、受け入れ定員を拡大して実施します。

今後も引き続き、利用状況に応じ、定員の見直しなどについて検討します。

### ⑤ファミリー・サポート・センター【担当課：こども育成課】

「子育てを援助してほしい人（おねがい会員）」 と 「子育てを援助したい人（まかせて会員）」が助け合い、子育てを行う会員組織であるファミリー・サポート・センターの活動を支援します。

篠栗町では、篠栗・久山ファミリー・サポート・センターを篠栗町及び久山町の広域で実施します。

育児の援助を受けたい人が、援助を受けたいときに受けられるとともに多様な依頼に対応するため、援助を行う人の増加を図り、支援体制の充実に努めます。

### ⑥待機児童解消対策の推進【担当課：こども育成課】

待機児童の解消に向けて、施設の拡充や企業主導型保育事業所を含めた新たな施設の整備を推進します。

町立幼稚園について、適正な運営規模や認定こども園への移行を含めた運営方法などについて検討を進め、待機児童解消対策に資するものとします。

### ⑦幼稚園教諭・保育士の人材確保【担当課：こども育成課・学校教育課】

処遇改善や採用方法など効果的な人材不足への対応策について、各施設の代表者との意見交換の機会を設けるとともに、幼稚園教諭や保育士を養成する大学等との連携を深め、人材の確保を図ります。

## （２）教育環境の整備

関係機関と連携した一貫した教育体制の整備や、さまざまな特色ある教育活動の推進により子どもたちが個性豊かに育つことができる教育環境の整備に努めます。

### ①道徳教育の推進【担当課：社会教育課・学校教育課】

児童生徒が、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を持てるよう、道徳教育の充実を図るとともに、ゲストティーチャーを招いての授業など、多様な教育機会を設けていきます。

青少年健全育成と人権尊重を目的に、小中学生による人権やいじめをテーマとした絵画・作文を活用した啓発を行うなど、児童の健やかな心身の育成をめざします。

### ②個に応じた教育の推進【担当課：学校教育課】

児童生徒の学力向上のために学力向上支援員を置くなど、学習内容の習熟度に合わせた個別指導や少人数指導を推進します。

小学校中学年での「外国語活動」、高学年での「外国語科」による外国語教育の充実を図るとともに、小中学校においてＡＬＴ（外国語指導助手）及びＪＴＥ（日本人外国語講師）による授業を実施し、早期から英語に慣れ親しむ環境づくりと、コミュニケーション能力の育成に努めます。

### ③有害環境対策【担当課：学校教育課・社会教育課】

粕屋警察署と連携して、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店、携帯電話販売店などの立入調査を行います。

有害図書類の回収や、インターネット・携帯電話による犯罪に関する啓発など、青少年の健全育成のための環境づくりに努めます。

### ④幼稚園・保育所・小中学校の連携【担当課：こども育成課・学校教育課・健康課】

子どもたちの育ちに関する情報交換を幼稚園・認可保育所・認定こども園・小中学校間で行い、未就学期から一貫した教育体制の構築に取り組みます。

子ども・子育て支援会議や要保護児童対策地域協議会などにおいて、児童生徒に関する問題全般の情報の共有化を図ります。

## （３）相談・教室による子育て支援と情報提供

子どもが健やかに発育・発達していけるよう、訪問指導や各種子育て教室、相談等による支援に取り組みます。また、広報ささぐりやホームページ、パンフレットなどの印刷物を効果的に使い、子育てに関するきめ細かな情報提供に努めます。

### ①訪問指導・支援【担当課：健康課】

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子どもの発育の確認や育児に関する相談や指導等を行うとともに、育児に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。支援が必要な家庭に対しては適切な保健指導や育児支援などを実施します。また、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。

身体発育が未熟なまま出生した子どもについては、家庭訪問し、必要な保健指導を行います。

### ②相談窓口の設置・情報提供の充実【担当課：こども育成課・学校教育課・健康課】

オアシス篠栗内の子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・育児から子どもの自立まで切れ目ない支援を行います。妊娠期の心配や不安などの相談や子育てのさまざまな支援を行う相談員である母子保健コーディネーター（保健師など）を配置し、育児相談や幼児相談、栄養相談等を実施するとともに、関係機関と連携しながら、相談者に寄り添った支援に努めます。

幼稚園・認可保育所・認定こども園では、園庭開放や子育て相談会などを実施し、保護者への支援や、保護者同士のコミュニケーションの場の提供に努めます。

今後もニーズに応じた事業を展開するとともに、広報ささぐりなどの印刷物やホームページを使った効果的な情報提供に努めます。

### ③子育て教室【担当課：健康課】

オアシス篠栗において、妊婦やその家族を対象とした「マタニティ教室」や、はじめて親になる人を対象とした「パパママ学級」、また「すくすくクラブ（４か月～６か月の乳児とその家族）」、「にこにこクラブ（７か月～１歳２か月の乳幼児とその家族）」、「のびのびクラブ（１歳児ならびに２歳児とその家族）」等、月齢年齢に応じた各種子育て教室を実施し、正しい知識の普及や子育て中の親同士の交流を図るとともに、妊娠期から就園前までの子育て支援を行います。

妊婦と産後４か月までの産婦が気軽につどえるサロン（エンジェルクラブ）を開催し、先輩ママの声を聞く機会や、母乳相談や育児相談ができる場を提供するとともに、皆で語り合うことなどを通じ、リフレッシュできる時間を提供します。

### ④子育てガイドブックの作成【担当課：こども育成課】

子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブックを作成します。常に最新の情報を提供することができるよう、毎年度見直しを行うとともに、必要に応じて、外国語版の作成を検討します。

子育て世帯すべてに必要な情報が行き渡るよう、ガイドブックの普及に努めます。

### ⑤多様なメディアを通じた情報発信【担当課：こども育成課・学校教育課・健康課】

子育て世代の生活スタイルが変化していること、情報源ならびに情報の取得方法が多様化していることなどを踏まえ、多様なメディアを活用して情報発信を行います。

子育て世帯に広く情報が行き渡るよう、より効果的な情報発信方法を検討していきます。

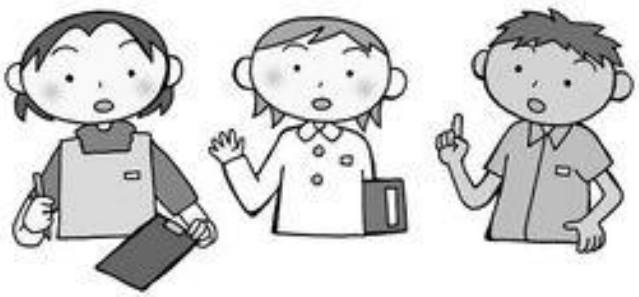

## （４）母と子の健康支援

親と子がともに健康な生活が送れるよう、相談・支援体制の強化、食に関する学習の場や情報の提供、思春期の子どもたちへの正しい知識の普及・啓発に努めます。

### ①妊産婦の健康・産後支援【担当課：健康課】

母子の健康の保持増進を目的に、妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、保健師が個別面談を実施するとともに、妊婦健康診査等の受診券を発行します。また、福岡県下全体で統一した生活習慣アンケートを実施することで、行政・医療機関等が連携し妊婦の健康管理・支援ができるよう体制の充実を図ります。

妊娠届出時から母子保健コーディネーターによるきめ細かな支援を行い、問題の早期解決に努めるとともに、継続的なかかわりが必要な妊婦については、妊娠に関する正しい知識の普及や生活指導を行い、妊娠、出産、育児に対する不安や悩みの解消を図ります。

出産前後、体調不良などの理由で家事・育児などの援助を必要とする家庭については、ヘルパーを派遣することで、母親の精神的・肉体的負担を軽減し、子育てを支援する産前・産後支援ヘルパー派遣事業を実施します。

### ②乳幼児の健康支援【担当課：健康課】

各種の乳幼児健診や予防接種を行い、乳幼児の健やかな発育と健康の保持に努めます。また、疾病や異常の早期発見、早期治療につなげるとともに、育児不安の軽減を図ります。

健診未受診児に対しては個別に保健師が未受診者全員の早期把握に努め、不適切な育児や家族の育児不安などへの早期の対応を進めます。

### ③不妊治療への支援【担当課：健康課】

不妊に悩む夫婦に対し、医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について相談できる体制整備に努めます。また、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、福岡県による助成事業の紹介や情報提供を行います。

### ④子どもの基本的生活習慣の育成【担当課：健康課】

乳幼児健診時に保健師が個別面談を実施し、リーフレット等を用いて生活習慣の確立や意識啓発、食の重要性などについての情報を提供します。また、子育て教室において、子どもの基本的生活習慣や食に関する学習の機会を提供します。

保健分野や教育分野をはじめとするさまざまな分野が連携し、乳幼児期から思春期まで、発育段階に応じた生活習慣や食に関する学習の機会ならびに情報提供に努めます。

### ⑤思春期保健対策【担当課：学校教育課・健康課】

思春期保健対策として、心身の成長や性に関する正しい知識の意識啓発を学級活動等で実施します。また、性教育を含めた子どもの健康に関して学校保健との連携が図れるよう、体制の整備に努めます。

学校保健と地域保健の連携を図りながら、さまざまな教科と関連させた保健学習や保健指導、がん教育・自殺防止教育等を行い、健康に生涯を過ごすための基礎を培います。

### ⑥小児救急医療【担当課：健康課】

乳幼児の病気やけがに速やかに対応できるよう、地域の救急医療体制の充実を図るとともに、広報、ホームページ、リーフレット等を活用し、小児医療に関する情報を発信します。また、近隣市町の医療機関との連携を密にし、休日の受け入れ体制の強化や平日夜間の重症患者の受け入れ体制整備を継続して検討します。

さまざまな機会を活用し、かかりつけ医の必要性を啓発します。

### ⑦食物アレルギー対応の充実【担当課：こども育成課・学校教育課】

児童生徒に対してアレルギー調査を実施するとともに、給食で使用する食材の食品成分の情報を提供するなど、食物アレルギー対応の充実を図るとともに、除去食の提供を行います。

認可保育所や認定こども園、ならびに小中学校において給食に係る職員に対して、食物アレルギーに関する知識向上のための情報提供や研修会などを開催します。

## （５）支援を要する子どもや家庭への取り組み

関係機関と連携を図りながら、児童虐待やＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がい児についても地域で安心して生活ができるよう療育事業の充実を図ります。

また、いじめや不登校児童生徒への支援を実施し、健やかな成長を支援します。

### ①虐待等通告窓口【担当課：こども育成課】

児童虐待の通告窓口を「子ども家庭総合支援拠点」に設置し、地域に密着した相談の充実を図るとともに、児童相談所等の関係機関と連携を図りながら問題解決にあたります。また、要保護児童に関する通告義務について啓発を行います。

「子ども家庭総合支援拠点」では、要保護児童に関する町民などからの情報提供に対応するため、あるいは多様化する相談内容に応じたきめ細やかな支援につなぐため、関係機関との連携や情報共有を強化します。また、職員の専門性の向上に向け、研修会や学習会などへの参加を積極的に行います。

### ②要保護児童対策地域協議会【担当課：こども育成課】

要保護児童の早期発見や適切な保護などを図るため、要保護児童対策地域協議会の充実を図り、関係機関との連携を深めながら、虐待の未然防止に努めます。また、要保護児童対策地域協議会において要保護児童の情報を共有し、虐待の早期対応を図ります。

### ③養育支援訪問事業【担当課：こども育成課・健康課】

育児不安などにより、保護者の養育に継続的支援が必要と認められる乳幼児家庭を訪問し、相談、助言等よる養育の支援を行い、養育者の育児不安等の軽減を図るとともに、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。

### ④いじめ・不登校対策の充実【担当課：学校教育課】

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校支援員を配置し、いじめや不登校傾向の子どもへの早期対応に努めるとともに、学校、家庭、地域、関係機関の連携を図り、いじめや不登校の防止と早期発見、早期対応に向けた取り組みを推進します。

いじめや不登校に対する専門的な相談体制を強化し、対人関係力の育成のために、学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークづくりを推進します。

## ⑤障がい児施策の充実【担当課：福祉課・健康課・学校教育課・こども育成課】

障がいのある子どもが、地域で安心して生活できるよう、母子療育通園事業の充実を図るとともに、児童福祉法における障がい児相談支援ならびに児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児福祉サービス、及び障がいのある子どもが利用対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障がい福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図ります。

特別児童扶養手当や障害児福祉手当などの支給や、手当の支給にあたっての窓口の紹介や情報提供を行うことで、障がいのある子ども育てる家庭の経済的な支援に努めます。

障がいのある子どもの教育の充実を図るため、小中学校に特別支援学級を設置するとともに、特別支援教育支援員を配置し、学校における特別支援教育を推進します。

発達障がいなどのある児童生徒に対し、心身の障がいに応じた適切な指導を行うため、通級指導教室を実施するとともに、通級担当教員と学級担任等との連携を円滑に行うための体制づくりに努めます。

## ⑥子どもの貧困対策推進計画の策定【担当課：こども育成課】

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、関連する施策を計画的に推進するために、子どもの貧困対策に関わる調査、分析、検討を行った上で、同法第９条に定める子どもの貧困対策推進計画を策定します。

# ２　豊かな心を育むよろこびとふれあいのまち

## （１）子どもの居場所づくり

さまざまな施設等を活用し、子どもが遊びや学習などを行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

### ①児童館【担当課：こども育成課】

町立児童館（たけのこ・すぎのこ・やまばと児童館）での放課後児童クラブ（学童保育）や、乳幼児の親子遊び教室、幼児から学童を対象とした館内行事など、今後も幅広い年齢層の子どもたちが居場所として活用できるよう、事業の充実を図ります。

### ②篠栗町立図書館【担当課：社会教育課】

幼児・児童対象に、毎月定期的に図書館ボランティアによるお話の会や子ども上映会、ブックスタートなど、読書活動に親しむことができる催しの充実を図ります。

現況施設の維持管理と有効活用を行いながら、子どもの創造力、感性、情緒を育成する場としての図書館づくりに努めます。

### ③放課後子ども教室【担当課：こども育成課・学校教育課・社会教育課】

小学生を対象に、放課後の安心安全な居場所を提供し、学習・体験・交流活動を行う「放課後子ども教室」を設置します。

各学校との連携を密にし、各教室の現状をふまえながら安心安全な居場所となるよう、それぞれに適した活動の充実を図ります。

## （２）子どもたちの体験・交流事業

高齢者や乳幼児など地域で暮らす人とのふれあいや、さまざまな体験活動を通して、子どもたちの豊かな人間性を養い、たくましく生きる力を育みます。

### ①児童館での交流事業【担当課：こども育成課・学校教育課】

中高生の職場体験、大学生のインターンシップ、地域ボランティアについては積極的に受け入れ、児童との異世代間交流を深めるとともに、児童館内での活動を支援します。

### ②乳幼児とのふれあい交流【担当課：こども育成課】

生命の大切さや、子どもを産み育てることの意義を理解し、また、体験により自分の育った過程のなかから、子どもや家庭の大切さを認識するために、幼稚園や認可保育所、認定こども園などにおいて、中学生や高校生の職場体験などを実施し、乳幼児とふれあう機会を推進します。また、小中学生を対象に、学校などと連携し、子育てについて理解を深める講座などの開催に努めます。

### ③子どもたちの自立を促す体験学習【担当課：社会教育課・学校教育課】

アンビシャス広場・ジュニアリーダー野外研修などの自然体験活動や職場体験活動、通学合宿等を実施し、子どもの自立心等の向上を図ります。

今後も、多くの参加を促すとともに、活動への積極的な支援を行います。

## （３）子育て支援の体制づくり・ネットワークの形成

子育てを行っているすべての家庭に対し、質の高い子育て支援サービスを提供し、地域全体で支援するため、関係機関と連携して子育て支援のネットワークづくりに努めます。

### ①地域子育て支援ネットワークの形成【担当課：こども育成課・学校教育課】

幼稚園・認可保育所・認定こども園・小中学校間、子育てに関するサークルや各種ボランティアの連携を深め、子育て支援ネットワークづくりに取り組みます。また、地域において子育て中の親子を支えるため、親同士、子ども同士がふれあえる場としての子育てサロンの活動について、今後も推進に努めます。

不登校や問題行動を起こす児童生徒、要保護児童に対しては、ケースごとに関係機関と連携して問題解決にあたります。

### ②子ども・子育て支援会議【担当課：こども育成課】

本計画の策定に際し設立された「子ども・子育て支援会議」を定期的に開催し、子育て関連施策の進捗状況を見守りつつ、必要に応じて事業計画の見直しなど、町に対して施策提言を行う機関としての発展を支援します。

### ③小学校区別地域づくり事業【担当課：社会教育課・学校教育課】

子どもの健全育成に関わる地域の組織・団体の連携を強化するとともに、住民同士の連帯感の形成や、地域の教育力の向上をめざして、住民がボランティア活動を通じて、地域の子どもたちの育成をめざし、住民活動を展開していく組織づくりを推進します。

## （４）経済的負担の軽減

安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

### ①子育てに関する経済的負担の軽減【担当課：住民課・こども育成課・学校教育課】

出産育児一時金や出産手当金、児童手当などの支給により、出産や子育てに関する経済的負担の軽減に努めます。

子ども医療費支給制度として、中学校３年生修了前までの子ども（15 歳に達する年度末まで）の医療費自己負担分の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

経済的な理由で小学校・中学校への就学に支障をきたすと認められる児童や生徒の保護者に対して、学用品や給食費など、学校で必要な費用の一部を援助します。学校と連携を図りながら、保護者に制度の周知を行うとともに、他自治体の動向を踏まえながら、就学援助の充実を図ります。

### ②ひとり親家庭への支援【担当課：住民課・こども育成課】

児童扶養手当などの支給により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に努めます。

ひとり親家庭等医療費支給制度として、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のない児童などが、病気やけがで病院などにかかったときの医療費自己負担分の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、就職活動や疾病、就業上の理由などによって生活援助、保育サービスを必要とする場合に支援員を派遣するひとり親家庭等日常生活支援事業を実施し、ひとり親家庭の日常生活を支援します。

## （５）男女共同参画の推進

男女が平等な立場で参画することができる社会の実現に向けて、家庭・地域・職場における男女共同参画意識の啓発に努めます。

### ①男女共同参画の推進【担当課：まちづくり課】

男女が責任を分かち合い、誰もが自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現に向けて、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的性別役割分担意識の解消を図ります。

男女共同参画に関する資料、情報の提供を行い、また、男女共同参画に関する講演会や啓発を実施するとともに、その実施にあたっては、女性活躍推進等、新たな課題に対応した内容になるように配慮します。

### ②ＤＶ等に関する相談機関の周知促進【担当課：福祉課】

ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）やセクシュアル・ハラスメントなどに関する専門相談に対応するため、糟屋地区１市７町が共同で設置する「かすや地区女性ホットライン」、ならびに「配偶者からの暴力相談専用電話」（福岡県粕屋保健福祉事務所内）や「福岡県あすばる相談ホットライン」などが、今後も積極的に活用されるよう、情報提供や周知促進に努めます。

### ③「子育て応援宣言企業」登録制度の周知【担当課：こども育成課】

男女従業員が身につけた職業経験を中断することなく、子育てをしながら働き続けることができる社会の実現をめざして、経営トップ自らが従業員の仕事と子育てを応援することを宣言し、福岡県が登録する「子育て応援宣言企業」登録制度について、周知を図ります。

## （６）生活環境の整備

子どもを交通事故や犯罪の被害等から守り、安心して暮らすことができるよう、交通安全対策や防犯のための活動に取り組みます。

また、公共施設等におけるバリアフリー化を進め、子どもや子育てにやさしい環境づくりに努めます。

### ①道路交通環境の整備【担当課：都市整備課】

通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、平成 28 年、関係機関の連携体制を構築し、「篠栗町通学路交通安全プログラム」を策定しました。本プログラムは、継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策の改善・充実を図るものです。これらの取り組みを繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

### ②交通安全教育の充実【担当課：こども育成課・学校教育課】

定期的な安全教室、安全指導等を実施します。

幼稚園や認可保育所、認定こども園、小中学校における交通安全教育の充実を図るため、スクールガードリーダーや地域ボランティアなどの協力を得ながら、子どもたちの交通安全意識の高揚及びマナーの向上に取り組みます。

### ③バリアフリーの環境づくり【担当課：関係課】

公共施設や交通機関、建築物等におけるバリアフリー化、子ども連れの家族に配慮したトイレや授乳室の設置など、バリアフリーの環境づくりに向けた施設の充実に努めます。

### ④犯罪被害の防止【担当課：総務課・学校教育課・社会教育課】

関係機関による情報交換会や青色回転灯車両での巡回、ボランティアによる見守り活動など、学校や地域・家庭などが連携して、犯罪被害の防止に努めます。

今後もこうした活動を継続して実施するとともに、通学路や公園等における防犯灯の設置や、不審者情報を共有するための「安心メール」の利用、小中学生に対する防犯教室の実施、「子ども 110 番の家」設置の充実を図ります。

# 第６章　量の見込みと確保方策

## １　教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」は、篠栗町全域を１区域として設定します。

## ２　子ども・子育て支援給付

■各年度における量の見込みと確保方策

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3"></th><th colspan="4">令和２年度</th></tr>
<tr><th rowspan="2">１号</th><th rowspan="2">２号</th><th colspan="2">３号</th></tr>
<tr><th>０歳</th><th>１・２歳</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">量の見込み①</td><td rowspan="2">348</td><td rowspan="2">485</td><td>132</td><td>284</td></tr>
<tr><td colspan="2">416</td></tr>
<tr><td rowspan="7">確保方策</td><td>幼稚園</td><td>500</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>認定こども園（幼稚園部）</td><td>137</td></tr>
<tr><td>認定こども園（保育所部）</td><td rowspan="4"></td><td>136</td><td>20</td><td>94</td></tr>
<tr><td>保育所（園）</td><td>291</td><td>39</td><td>150</td></tr>
<tr><td>地域型保育事業</td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>企業主導型保育事業（地域枠）</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">合計 ②</td><td rowspan="2">637</td><td rowspan="2">427</td><td>59</td><td>244</td></tr>
<tr><td colspan="2">303</td></tr>
<tr><td colspan="2">確保方策 － 量の見込み（② － ①）</td><td>289</td><td>▲58</td><td colspan="2">▲113</td></tr>
<tr><td rowspan="2">広域利用</td><td>町民の町外施設利用者 ③</td><td>0</td><td>3</td><td colspan="2">3</td></tr>
<tr><td>町外住民の町内施設利用者 ④</td><td>0</td><td>0</td><td colspan="2">0</td></tr>
<tr><td colspan="2">需給バランス（② + ③ － ④ － ①）</td><td>289</td><td>▲55</td><td colspan="2">▲110</td></tr>
<tr><td colspan="2">弾力運用分 ⑤</td><td>0</td><td>21</td><td colspan="2">15</td></tr>
<tr><td colspan="2">需給バランス（② + ③ + ⑤ － ④ － ①）</td><td>289</td><td>▲34</td><td colspan="2">▲95</td></tr>
</table>

| | | 令和３年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | １号 | ２号 | ３号 | |
| | | | | ０歳 | １・２歳 |
| 量の見込み① | | 328 | 457 | 129 | 289 |
| | | | | 418 | |
| 確保方策 | 幼稚園 | 500 | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部） | 137 | | | |
| | 認定こども園（保育所部） | | 136 | 20 | 94 |
| | 保育所（園） | | 291 | 39 | 150 |
| | 地域型保育事業 | | | 0 | 0 |
| | 企業主導型保育事業（地域枠） | | 15 | 5 | 10 |
| | 合計 ② | 637 | 442 | 64 | 254 |
| | | | | 318 | |
| 確保方策 － 量の見込み（② － ①） | | 309 | ▲15 | ▲100 | |
| 広域利用 | 町民の町外施設利用者 ③ | 0 | 3 | 3 | |
| | 町外住民の町内施設利用者 ④ | 0 | 0 | 0 | |
| 需給バランス（② ＋ ③ － ④ － ①） | | 309 | ▲12 | ▲97 | |
| 弾力運用分 ⑤ | | 0 | 12 | 16 | |
| 需給バランス（② ＋ ③ ＋ ⑤ － ④ － ①） | | 309 | 0 | ▲81 | |

| | | 令和４年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | １号 | ２号 | ３号 | |
| | | | | ０歳 | １・２歳 |
| 量の見込み① | | 331 | 461 | 127 | 281 |
| | | | | 408 | |
| 確保方策 | 幼稚園 | 500 | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部） | 137 | | | |
| | 認定こども園（保育所部） | | 136 | 20 | 94 |
| | 保育所（園） | | 291 | 39 | 150 |
| | 地域型保育事業 | | | 0 | 0 |
| | 企業主導型保育事業（地域枠） | | 15 | 5 | 10 |
| | 合計 ② | 637 | 442 | 64 | 254 |
| | | | | 318 | |
| 確保方策 － 量の見込み（② － ①） | | 306 | ▲19 | ▲90 | |
| 広域利用 | 町民の町外施設利用者 ③ | 0 | 3 | 3 | |
| | 町外住民の町内施設利用者 ④ | 0 | 0 | 0 | |
| 需給バランス（② ＋ ③ － ④ － ①） | | 306 | ▲16 | ▲87 | |
| 弾力運用分 ⑤ | | 0 | 16 | 16 | |
| 需給バランス（② ＋ ③ ＋ ⑤ － ④ － ①） | | 306 | 0 | ▲71 | |

| | | 令和５年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | １号 | ２号 | ３号 | |
| | | | | ０歳 | １・２歳 |
| 量の見込み① | | 321 | 448 | 125 | 276 |
| | | | | 401 | |
| 確保方策 | 幼稚園 | 320 | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部） | 187 | | | |
| | 認定こども園（保育所部） | | 145 | 62 | 135 |
| | 保育所（園） | | 291 | 39 | 150 |
| | 地域型保育事業 | | | 0 | 0 |
| | 企業主導型保育事業（地域枠） | | 15 | 5 | 10 |
| | 合計 ② | 507 | 451 | 106 | 295 |
| | | | | 401 | |
| 確保方策 － 量の見込み（② － ①） | | 186 | 3 | 0 | |
| 広域利用 | 町民の町外施設利用者 ③ | 0 | 0 | 0 | |
| | 町外住民の町内施設利用者 ④ | 0 | 3 | 0 | |
| 需給バランス（② ＋ ③ － ④ － ①） | | 186 | 0 | 0 | |
| 弾力運用分 ⑤ | | 0 | 0 | 0 | |
| 需給バランス（② ＋ ③ ＋ ⑤ － ④ － ①） | | 186 | 0 | 0 | |

| | | 令和６年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | １号 | ２号 | ３号 | |
| | | | | ０歳 | １・２歳 |
| 量の見込み① | | 323 | 451 | 122 | 271 |
| | | | | 393 | |
| 確保方策 | 幼稚園 | 320 | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部） | 187 | | | |
| | 認定こども園（保育所部） | | 145 | 62 | 135 |
| | 保育所（園） | | 291 | 39 | 150 |
| | 地域型保育事業 | | | 0 | 0 |
| | 企業主導型保育事業（地域枠） | | 15 | 5 | 10 |
| | 合計 ② | 507 | 451 | 106 | 295 |
| | | | | 401 | |
| 確保方策 － 量の見込み（② － ①） | | 184 | 0 | 8 | |
| 広域利用 | 町民の町外施設利用者 ③ | 0 | 0 | 0 | |
| | 町外住民の町内施設利用者 ④ | 0 | 0 | 8 | |
| 需給バランス（② ＋ ③ － ④ － ①） | | 184 | 0 | 0 | |
| 弾力運用分 ⑤ | | 0 | 0 | 0 | |
| 需給バランス（② ＋ ③ ＋ ⑤ － ④ － ①） | | 184 | 0 | 0 | |

# ３　地域子ども・子育て支援事業

## （１）利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【子育て世代包括支援センター（オアシス篠栗内）】　　実施か所数

| 実績 | | | | 実績/見込み | 見込み | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

## （２）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【町立児童館（たけのこ・すぎのこ・やまばと児童館）】　　実施か所数【上段】
延利用者数（人回／年）【下段】

| 実績 | | | | 実績/見込み | 見込み | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 4,032 | 4,032 | 4,032 | 6,528 | 5,112 | 6,528 | 6,528 | 6,528 | 6,528 | 6,528 |

## （３）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認可保育所、もしくは幼稚園や認定こども園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

保育所等に在籍していない乳幼児の預かり延利用者数（人日／年）【上段】
幼稚園・認定こども園に在籍する満３歳以上の幼児の預かり延利用者数（人日／年）【下段】

| 実績 | | | | 実績/見込み | 見込み | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 962 | 636 | 0 | 0 | 0 | 0 | 864 | 864 | 1,152 | 1,152 |
| 17,872 | 11,398 | 13,410 | 12,353 | 10,206 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 |

## （４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

対象者数（人／年）

| 実績 | | | | 実績/見込み | 見込み | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 365 | 327 | 308 | 306 | 288 | 299 | 293 | 288 | 284 | 278 |

## （５）養育支援訪問事業等

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【子ども家庭総合支援拠点事業】

子育て世代包括支援センターと連携し、効果的・効率的に、リスクの程度に応じた適切な相談支援ができる体制を構築します。特に要支援・要保護児童については、児童相談所・要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携し、速やかな支援・マネジメント業務を行います。

**【養育支援訪問事業】**　　延利用者数（人日／年）【上段】
**【子ども家庭総合支援拠点事業】**　　実施か所数【下段】

| 実績 | | | | 実績/見込み | 見込み | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 81 | 77 | 70 | 71 | 60 | 72 | 72 | 72 | 72 | 72 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

## （６）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）】　延利用者数（人日／年）【上段】
【夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）】　延利用者数（人日／年）【下段】

| 実績 | | | | 実績/見込み | 見込み | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| － | － | － | 0 | 0 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| － | － | － | － | － | 今後のニーズにより検討 | | | | |

## （７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

未就学児童延利用者数（人日／年）【１段目】
小学生児童延利用者数（人日／年）【２段目】
おねがい会員（育児の援助を依頼したい人）数【３段目】
まかせて会員（育児の援助を提供する人）数【４段目】

| 実績 | | | | 実績/見込み | 見込み | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| － | 58 | 131 | 193 | 306 | 374 | 454 | 535 | 535 | 535 |
| － | 2 | 20 | 48 | 72 | 95 | 119 | 143 | 143 | 143 |
| － | 80 | 114 | 182 | 202 | 253 | 296 | 340 | 340 | 340 |
| － | 29 | 49 | 61 | 64 | 80 | 92 | 103 | 103 | 103 |

## （８）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保育所（園）や認定こども園において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業です。

利用園児数（実人数）（人）

| 実績 | | | | 実績/見込み | 見込み | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 29 | 47 | 56 | 57 | 57 | 69 | 76 | 82 | 89 | 95 |

## （９）病児保育事業

病児について、病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

延利用者数（人日／年）

| 実績 | | | | 実績/見込み | 見込み | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 19 | 44 | 36 | 10 | 36 | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 |

## （10）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、町立児童館（たけのこ・すぎのこ・やまばと児童館）及び認定こども園２か所などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

小学１年生登録者数（実人数）（人）【１段目】
小学２年生登録者数（実人数）（人）【２段目】
小学３年生登録者数（実人数）（人）【３段目】
小学４年生登録者数（実人数）（人）【４段目】
小学５年生登録者数（実人数）（人）【５段目】
小学６年生登録者数（実人数）（人）【６段目】

| 実績 | | | | 実績/見込み | 見込み | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 125 | 128 | 137 | 137 | 139 | 144 | 148 | 152 | 155 | 159 |
| 102 | 97 | 101 | 108 | 116 | 117 | 120 | 124 | 128 | 132 |
| 49 | 68 | 69 | 73 | 80 | 88 | 95 | 101 | 108 | 115 |
| 0 | 19 | 32 | 34 | 24 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 |
| 0 | 9 | 9 | 13 | 6 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 0 | 4 | 7 | 5 | 5 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |

## （11）妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

対象者数（人/年）

| 実績 | | | | 実績/見込み | 見込み | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 376 | 346 | 326 | 333 | 258 | 299 | 293 | 288 | 284 | 278 |

# 第７章　計画の推進体制

本計画を進めるためには、家庭、地域住民、事業者、学校、町などが共通の認識のもと、互いに連携して取り組んでいくことが重要です。

それぞれの立場において、自主的な活動を繰り広げるため、計画の理念や計画目標の達成に向け、下記の点に留意しながら取り組みを進めていきます。

## （１）住民参画の推進

本計画の施策を進めていくためには、現に子育てに関わっている住民や子育て家庭だけではなく、篠栗町全体が、子どもの視点に立った子育て支援や乳幼児期から思春期を見通した子育ての重要性を認識する必要があります。子どもや子育てに対して積極的な関わりを持つ住民参画体制構築に向け、以下の事項に留意した展開を図ります。

○　本計画を住民へ公表し、周知・啓発を図る
○　子どもに関わる関係機関等への積極的な取り組みを働きかける
○　町政への提言等の公聴活動を通じて、住民の意見把握に努め、住民との意思の疎通を図る

## （２）地域組織との連携強化

子どもたちが育っていく地域の社会環境は子どもたちが日々充実し、健全な生活を営んでいく上での重要な役割を担っています。こうした健全な地域社会の形成に向け、以下の事項について取り組みます。

○　民生委員・児童委員との連携・協力
○　地域の子育てボランティアや子ども会育成会、ＰＴＡといった地域組織の自主的な活動の促進と連携・協力
○　地域住民が相互に支え合う「地域で子育てのまちづくり」の推進

## （３）行政各部門との連携

本計画は、子どもの成長、子育て支援、家庭・地域・学校等の連携による健全な地域整備を進める総合的な計画です。

こうした考え方に基づき以下の事項に配慮して、具体的な項目の推進を図ります。

○　関連計画との整合性を図り、全庁的な計画推進体制の構築
○　国、県、保健所、児童相談所等関係機関との連携のさらなる強化

## （４）計画の点検体制

篠栗町においては、「子ども・子育て支援会議」により行動計画の実施状況や事業の適正化を一括して把握・点検を行います。

さらに、各年度の実施状況や計画の変更・見直しについて、広報やホームページ等で住民にわかりやすい周知策を図っていきます。

# 資料編

## 1　篠栗町子ども・子育て支援会議条例

平成 25 年 9 月 25 日
条例第 14 号

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、篠栗町子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。
（組織）
第２条　支援会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
⑴　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
⑵　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
⑶　法第６条第２項に規定する保護者
⑷　前３号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者
（会長及び副会長）
第３条　支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（任期）
第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。
２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会議）
第５条　支援会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
２　支援会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　支援会議は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
（秘密の保持）
第６条　委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。
（庶務）

第７条　支援会議の庶務は、子育て支援所管課において処理する。
（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成 25 年 10 月１日から施行する。
（最初の会議の招集）
２　この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議は、第５条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。

## 2　篠栗町子ども・子育て支援会議委員名簿

| 出身団体とその職名 | 協議会職名 | 氏名 |
|---|---|---|
| 篠栗町教育委員 | 会　長 | 林　　巌 |
| 住民代表 | 副会長 | 大森　恵理子 |
| 篠栗中学校主幹教諭 | 委　員 | 南　　光俊 |
| 勢門小学校主幹教諭 | 委　員 | 冨永　　展弘 |
| やまのこ保育園長 | 委　員 | 堀江　きよみ |
| 支援センターこころ施設長 | 委　員 | 原　　貴代子 |
| 篠栗町主任児童委員 | 委　員 | 赤松　　真紀 |
| 町立幼稚園長 | 委　員 | 山本　　達也 |
| あすなろ保育園長 | 委　員 | 仲野　　淳子 |
| おおしまこどもクリニック院長 | 委　員 | 大嶋　　昭雄 |
| 住民代表 | 委　員 | 崎山　　佐穂 |
| 住民代表 | 委　員 | 吉田　　麻衣 |
| 住民代表 | 委　員 | 松本　　千穂 |
| 計 | | 13名 |

# 3　計画策定の経緯

| 開催日 | 会議 | 内容 |
|---|---|---|
| 平成 30 年<br>12 月6日 | 第 1 回会議 | ・委員委嘱状の交付<br>・計画の趣旨と審議の進め方の説明 |
| 平成 31 年<br>3 月6日～<br>3 月 20 日 | | 「子ども・子育て支援事業計画」策定に係るニーズ調査 |
| 平成 31 年<br>4月 18 日 | 第２回会議 | ・計画の概要と策定方法の説明<br>・就学前児童／小学校児童ニーズ調査の説明 |
| 令和元年<br>10 月 24 日 | 第３回会議 | ・計画素案の説明 |
| 令和元年<br>12 月 16 日 | 第４回会議 | ・量の見込みと確保方策の説明<br>・計画素案の協議 |
| 令和２年<br>1月 22 日～<br>2月 11 日 | | ・パブリックコメント |
| 令和２年<br>2月 17 日 | 第５回会議 | ・パブリックコメント結果の報告<br>・計画案の協議・承認 |

# 4　用語解説

## あ行

### ● アンビシャス広場

豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つたくましい青少年の育成をめざし、福岡県が平成 13 年度から取り組んでいる「福岡県青少年アンビシャス運動」を推進する事業の１つ。地域の人材や公民館、学校を活用した、放課後や休日に気軽に立ち寄れる「子どもの居場所（＝アンビシャス広場）」づくりのための取り組み。

### ● いじめ

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と、「いじめ防止対策推進法」では定義し、基準を「他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為」により「対象児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と明確にした。

### ● 一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うこと。

### ● インターンシップ

特定の職の経験を積むために、企業や組織において労働に従事している期間のこと。標準化や監査などはされていないため、指すところの内容はさまざまである。

### ● ＡＬＴ（外国語指導助手）

Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人のこと。

### ● M字カーブ

女性の年齢階級別の労働力率（15 歳以上の人口に占める働く人の割合）をグラフで表すと、学校卒業後 20 歳代でピークに達し、その後、30 歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した 40 歳代で再上昇する。これをグラフに表すと、アルファベットの「M」に似た曲線を描く傾向が見られる。「M 字カーブ」とはこのグラフの形態を指し、女性の就業状況の特徴を表している。

### ● 延長保育

保育認定を受けた子どもについて、保育所（園）や認定こども園において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行うもの。

## か行

### ● 寡婦

夫と死別もしくは離婚した後婚姻をしていない者、または夫が生死不明などの者。「母子及び父子並びに寡婦福祉法」では、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として「民法」の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう、と定義されている。

### ● 企業主導型保育事業

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う事業。

### ● 教育・保育施設

「認定こども園法」第２条第６項に規定する認定こども園、「学校教育法」第１条に規定する幼稚園及び「児童福祉法」第 39 条第１項に規定する保育所をいう。

### ● 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位としての区域設定。

### ● ゲストティーチャー

指導者として特別に学校に招いた一般の人々のこと。各種の職業人やボランティア活動に取り組む人、ざまざまな知識や趣味をもつ人など、その道の専門家が語る言葉は、「生きた」「本物の」体験や情報として児童生徒に受けとめられる。そのため、同じことを教師が教えるときよりも児童生徒の取組みが意欲的であると評価されている。最近では、地域で活躍する人々をゲストティーチャーとして招くことが増えてきている。

### ● 子育て援助活動支援事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と当該援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。ファミリー・サポート・センター事業。

### ● 子育てサロン

子育てをしている保護者やその子どもが同じような仲間と交流できる憩いの場。民生委員・児童委員や地域ボランティアなどが、身近な地域において開催・運営するもので、子育ての悩みを相談できる保護者同士の仲間づくりや子ども同士の遊び場づくりを目的としている。

### ● 子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するところ。

### ● 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

### ● 子ども家庭総合支援拠点

18 歳未満の子どもとその家族（妊産婦も含む）を対象に、子育てをするなかでのさまざまな悩みや困りごと、児童虐待の通告や児童虐待に関わる諸問題について、専門の相談員が相談・対応し、子どもとその家族が安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制をとり、それぞれの子育て家族にあった支援を担うところ。

### ● 子ども・子育て関連３法

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の３法のこと。

### ● 子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体、または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び保護者に対する支援。

### ● 子ども・子育て支援会議

「子ども・子育て支援法」第 77 条第１項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。特定教育・保育施設の利用定員の設定、特定地域型保育事業の利用定員の設定及び市町村子ども・子育て支援事業計画に関する協議の場。

### ● 子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援事業法」第 61 条に定める、５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。子ども・子育て支援制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成するもの。

### ● 子ども・子育て支援法

日本における急速な少子化の進行ならびに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、「児童福祉法」その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

### ● 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法律。

### ● 子ども 110 番の家

地域の協力家庭が「子ども 110 番の家」の掲示物等を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったときに駆け込み、助けを求めることにより、子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとするもの。

## さ行

### ● 産前・産後支援ヘルパー派遣事業

出産前後、体調不良などの理由で家事・育児などの援助を必要とする家庭に、ヘルパーを派遣することで、母親の精神的・肉体的負担を軽減し、子育てを支援するもの。

### ● ＪＴＥ（日本人外国語講師）

JTE は Japanese Teacher of English の略で、日本人の英語指導者。JTE のなかには、小学校での英語指導法を勉強している指導者もいれば、英語のできる地域人材・保護者として学校からの要望で手伝いとして入っている場合もある。

### ● 次世代育成支援対策推進法

日本における急速な少子化の進行ならびに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、ならびに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針ならびに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする法律。

### ● 児童館

「児童福祉法」第 40 条に定める児童厚生施設の一つで、は児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置される屋内型児童厚生施設。

### ● 児童虐待

「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)では、保護者がその監護する児童(18歳に満たない者)について行う次に掲げる行為を「児童虐待」と定義している。

①児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること【身体的虐待】

②児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること【性的虐待】

③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号または次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること【ネグレクト】

④児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者の身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。【面前ＤＶ】)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと【心理的虐待】。

### ● 児童相談所

「児童福祉法」第 12 条に定める各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関(専門的な相談・指導、精神保健上等の判定、児童の一時保護など)。すべての都道府県及び政令指定都市(2006 年 4 月から、中核市にも設置できるようになった)に設置されており、都道府県によってはその規模や地理的状況に応じて複数の児童相談所及びその支所を設置している。

### ● 児童手当

「児童手当法」に基づき、家庭生活の安定と健全育成及び資質の向上を目的とし、養育者に現金給付されるもの。所得制限限度額制度が設けられている。支給対象は中学校卒業まで(15 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで)の児童を養育している者。

### ● 児童発達支援

「児童福祉法」に基づく、障がいのある子どもが日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、ならびに集団生活に適応することができるよう、障がいのある子ども本人の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うサービス。子どもの保護者に対する助言などの支援も、サービスの一環として重要とされている。

### ● 児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律で、その時々の社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

### ● 児童扶養手当

父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当。

### ● 出産育児一時金

日本の公的医療保険（健康保険、共済組合、船員保険、国民健康保険等）の被保険者が出産したときに、分娩費用の補助として支給される手当金。

### ● 出産手当金

健康保険の被保険者が出産のため会社（勤務先）を休んだために事業主から報酬（給料）が受けられない場合に支給される手当金。健康保険以外の公的医療制度（共済組合、船員保険等）においてもほぼ同様である。

### ● 障がい児相談支援

「児童福祉法」に基づく、障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、また、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）などの支援。

### ● 障がい児福祉手当

重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的とした手当。身体または知的に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の障がいのある子どもに支給される。

### ● 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人や障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

### ● 障がい福祉サービス

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

### ● 少子化社会対策基本法

日本において急速に少子化が進展しており、その状況が 21 世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とすると法律。

### ● スクールカウンセラー

児童生徒の不登校や、校内・学内での種々の問題行動などの対応に当たっては、専門的な心理学知識や心理援助知識が求められることがあり、教育機関において、そのような高度な専門的知識を有し、心理相談業務に従事する心理職。

### ● スクールガードリーダー

教育委員会から委嘱された防犯の専門家（警察官 OB や民間警備会社の社員など）で、地域学校安全指導員ともいう。見守り活動をするボランティアの地域住民らの先頭に立ち、不審者への対応や注意すべき場所などを指導する。

### ● スクールソーシャルワーカー

児童相談所を始めとした行政機関や社会資源などの外部機関と当該教育機関との連携環境の構築、あるいは保護者の経済状況や就労状況などの生活面で、特に重大な困難や福祉的援助の必要性が認められる家庭への相談支援や環境調整などを行う福祉職。

# た行

## ● 待機児童

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず入所できず、入所待ちしている（待機）状態の児童。

## ● 団塊の世代

第二次世界大戦直後の 1947 年（昭和 22 年）～1949 年（昭和 24 年）に生まれて、文化的な面や思想的な面で共通している戦後世代のこと。第一次ベビーブーム世代とも呼ばれる。日本経済においては第二次世界大戦後の高度経済成長、バブル景気を経験している。この用語は堺屋太一の小説、「団塊の世代」に由来している。

## ● 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を目指す取り組み。

## ● 地域型保育事業

原則 0～2 歳児を対象とする小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

## ● 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターなどで、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

## ● 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健康診査などの事業。

## ● 地域生活支援事業

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）で定める事業で、障がいのある人や子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業が実施されている。

### ● 通級指導教室

通常の学級に在籍する、比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。教科の学習は通常の学級で行う。障がいの状態を改善・克服するための自立活動を中心に、必要に応じて各教科の補充指導を行う。特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒は対象外。

### ● 特別支援学級

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級。

### ● 特別支援教育

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

### ● 特別支援教育支援員

幼稚園、小・中学校、高等学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助など、学校における日常生活動作の介助や、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う支援員。

### ● 特別児童扶養手当

精神または身体に障がいを有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的する手当。20 歳未満で精神または身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される。

### ● ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力なども含まれる。

## な行

### ● 乳児家庭全戸訪問事業

生後４ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

### ● 乳幼児健診

「母子保健法」の定めにより市町村が乳幼児に対して行う健康診査。市町村は乳幼児健康診査（満１歳６か月を超え満２歳に達しない幼児と満３歳を超え満４歳に達しない幼児）に加えて、必要に応じ、妊産婦または乳児もしくは幼児に対して健康診査を行うことが、「母子保健法」により定められている。これに基づき、乳児健康診査として、ほとんどの市町村で３～４か月児健康診査、９～10 か月児健康診査が実施されている。

### ● 認可保育所

「児童福祉法」に定める、保育を必要とする０～５歳児に対して保育を行う施設。

### ● 認定こども園

就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。幼稚園や保育所などのうち一定の基準を満たす施設を、都道府県知事が認定する。認定こども園は、母体となる施設によって、①認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営をする「幼保連携型」、②認可幼稚園が保育所機能を備えた「幼稚園型」、③認可保育所が幼稚園機能を備えた「保育所型」、④幼稚園・保育所いずれも認可されていない地域の教育・保育施設が必要な機能を果たす「地方裁量型」の４つのタイプがある。

### ● 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施するもの。

## は行

### ● 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

### ● バリアフリー

高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁を除去するという考え方。

### ● ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、就職活動や疾病、就業上の理由などによって生活援助、保育サービスを必要とする場合に、支援員を派遣する事業。

### ● ひとり親世帯

20 歳未満の子どもがいる母子のみ、父子のみの世帯。

### ● 病児保育

病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業。

### ● ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と当該援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。子育て援助活動支援事業。

### ● ブックスタート

乳児とその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。

### ● 不登校

登校していない状態を指す。「欠席」が１日単位で用いられるのに対し、「不登校」は任意（不特定）幅がある時期で使われることが多い。文部科学省の調査では、「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義している。

### ● 不登校支援員

不登校の児童や生徒の支援を行う者。また、登校できても授業に参加できない児童生徒に対する支援や、障がいのある児童生徒のために支援を行ったりすることもあり、同支援員が担う役割は幅広い。

### ● 不妊治療

不妊とは、自然な状態で妊娠に至れないか、妊娠を一定期間以上維持することができない状態を指す。WHO、日本産科婦人科学会ともに、「１年以内に妊娠に至れない状態」と定義している。不妊症とは、なんらかの治療をしないと、それ以降自然に妊娠する可能性がほとんどない状態をいい、国では不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成している。

### ● 保育認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

【認定区分】

- １号認定子ども：満３歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- ２号認定子ども：満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）
- ３号認定子ども：満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）

### ● 放課後子ども教室

放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組み。

### ● 放課後児童クラブ（学童保育／放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

### ● 放課後等デイサービス

「児童福祉法」に基づく、学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行うサービス。

### ● 母子健康手帳

「母子保健法」に定められた市町村が交付する手帳のことで、妊娠中の経過、出産状況、乳幼児の発育状況などが記録され、母子の健康記録と保健指導の基礎となる。妊娠した者は速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならず、市町村は届出を受けて母子健康手帳をその者に交付する。

### ● 母子保健コーディネーター

妊娠届出時の面接、妊娠期から出産後の継続支援が必要な妊産婦の相談支援を行う専門職。子育て世代包括支援センターなどに配置され、妊娠中からさまざまな相談に応じ、子育て生活をサポートする役割を担っている。

## や行

### ● 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

### ● 幼稚園

「学校教育法」に定める、３～５歳児に対して学校教育を行う施設。

### ● 要保護児童

保護者のない児童（孤児、保護者に遺棄された児童、保護者が長期拘禁中の児童、家出した児童、などが含まれる）、または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（被虐待児童や非行児童などが含まれ、「保護者の著しい無理解または無関心のため放任されている児童」や「不良行為をなし、またはなす恐れのある児童」なども含む）。

### ● 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場として、地方公共団体が設置・運営する組織。平成 16 年度の「児童福祉法」改正に際して、同法第 25 条の２に規定された。

### ● 予防接種

病気に対する免疫をつけることや、免疫を強くするためにワクチンを接種すること。ワクチンを接種した人が病気にかかることを予防することや、人に感染させてしまうことで社会に病気がまん延してしまうのを防ぐことを主な目的としている。予防接種は、乳児が母親から受け継いだ免疫が薄れてくる時期、病気にかかりやすい年齢や重症化しやすい年齢などに応じて接種する必要がある。「予防接種法」に基づく定期接種は、病気ごとに定められた接種期間があり、適切な期間内に忘れないように接種することが大切である。

## ら行

### ● 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

### ● 療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

### ● 療育通園事業

心身の発達に遅れの疑いがある子どもと保護者が一緒に遊んだり、学んだりすることで、子どもの発達を促進することを目的とする教室。母子通園を原則とし、他の通常の保育所や幼稚園に在園しながら通園できる。

ささぐり　こども　いきいきプラン
新次世代育成支援行動計画（後期）及び
子ども・子育て支援事業計画（第２期）

令和2年3月

発　　行　福岡県篠栗町
企画・編集　篠栗町こども育成課
〒811-2492
福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号
ＴＥＬ:092-947-1372
ＦＡＸ:092-948-1979